

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 27 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 27 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 開会
3. 平成 27 年 9 月 17 日 午後 3 時 52 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立 石 昭 夫	2 番	竹 原 祐 一
3 番	岩 下 礼 治	4 番	谷 崎 利 浩
5 番	園 田 浩 文	6 番	菅 敏 徳
7 番	市 原 正	8 番	森 元 秀 一
9 番	河 崎 徳 雄	10 番	大 倉 幸 也
11 番	湯 浅 正 司	12 番	田 中 弘 子
13 番	五 嶋 義 行	14 番	高 宮 正 行
15 番	古 澤 國 義	16 番	阿 南 誠 藏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	井 手 明 廣	20 番	藏 原 博 敏

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一 生
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 課 長	日 田 勝 也
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
まちづくり課長	佐 伯 寛 文	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	本 田 良 治
書 記	佐 藤 由 美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。
ただ今の出席議員は20名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成27年第5回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げておりますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては、簡潔な質問と、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化に御協力をお願いしたいと思います。

なお、一般質問は毎回市民の関心の高い質問でありますので、傍聴の方々もおいでになります。傍聴席の皆様方にも、傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましては御遠慮いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

これより、順次一般質問を許します。

19番議員、井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今回1番ということで、朝一番バッターとして質問をするわけでございますけれども、今回、阿蘇市と同じような大水害が栃木、茨城、宮城、その隣接する県におきまして、大きな被害が出たことを冒頭に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。不幸にして数名の方が亡くなられたということも聞いております。心より御冥福をお祈りしたいと思います。

では、一般質問に入らせていただきます。

通告によりまして、3点ほど一般質問をさせていただきますが、1点目におきましては前回も質問をいたしましたが、なかなか進まない阿蘇医療センターの専用道路の進捗状況というようなことで質問をさせていただきます。

以前、説明があった中では、道路の計画というのがありました。そして、1 回目の計画から 2 回目に変更された計画ですね、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

阿蘇医療センターの専用道路の件につきまして、御質問にありました、1 回目の計画というのがはっきり、1 回目の計画は出しておりませんが、道路計画の中で国道からの取り付けとか、いくつかの案がございまして、いろいろな部分、許認可の問題、費用の問題、そういう部分もひっくるめましていろいろ検討した結果、現在の阿蘇吉田線からの進入道路になったという形になっておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 1 回目の計画は、話を聞いてみますと黒川保育園の裏から今の阿蘇小学校、前碧水小学校の裏を通っていくというふうな予定ではなかったかと思っておりますが、なかなか同意が取れないというようなことで、今のコースというか、計画道路になっておりますけれども、なかなか前に進まないというようなことで、私も昨日も病院の医療センターに議員全員で行きまして、その帰りにちょっと病院道路のほう、建設現場を見てまいりました。ほとんどできあがっております。できあがっておるといえるのか、もう用地交渉が終わりまして、ぐるりの擁壁なんかもずっと計画の道ができております。ちょうど一番大事な入口が、阿蘇山に上りますあの道路からの入口が同意が取れないというようなことだろうと思っておりますけれども、その点の同意が取れない理由はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 現在の進捗ということで、一応御説明申し上げたいと思います。

整備延長、全体延長 311mのうち現在 251mがもう工事中でありまして、工事についての着手割合は約 80%といった状況です。ただ、現在病院等の営業をやりながら工事をやっております関係で、あっちをやったり、こっちをやったり、いっぺんに止めることができないので工事進捗はなかなか進んでいないというような状況がございまして、見た目にはあまり進んでいないように感じられているのは致し方ないところかと存じます。

なお、今現在、先ほど言われました交渉の件なんですけれども、一応用地交渉があと 1 件残っております。ただこれにつきましては、粘り強く交渉しておりまして、先方からは御協力の意思を確認しているところです。ただ、手続き上の問題として先方とスケジュールが合わずになかなか事務手続きが進んでないというような状況がございまして、正確にはまだ片付いていないというところになっております。

あと、建物の移転が 1 件残っております。これにつきましても、移転についての補償契約は締結しておりますが、移転先について先方とそれぞれ候補地を模索しておりますが、まだ条件にあった土地がないというような状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、課長が言われましたように、土地建物それぞれ 1 件ずつ残っておるといえるようなことでございますけれども、以前、私が質問したときに、来年の 3 月、28

年の3月までには竣工しますというようなことで御答弁をいただいております。非常にそうしてみると、今後どのようになるのか、いつごろまで交渉がかかって、竣工がいつごろになるのか、一般の市民の方々が不便さを一番考えられております。病院は、素晴らしい病院ができました。昨日の病院内の説明でも、本当によか病院ができておりますけれども、それに通じる道路がなかなか竣工しないということで、市民の方々から、もう率直に言って病院道路は要らんとじゃないかいというような気持ちも言われます。しかし、やっぱり病院の取り付け道路というのは、これが一番でありますので、ぜひひとつ最後まで粘り強く交渉していただきまして、そして土地1件、建物1軒が気持ちよく了解が出ますようお願いをしたいと思います。

それと、いろいろ今度のこの道路整備事業に対しまして、非常に高額な金額がかかっておると聞いておりますが、最終的にいくらぐらいでこの道路が完成するのかですね。今までどれぐらいかかったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 先ほど言いましたように、工事着手についてはもう80%が終わっている段階で、全体事業費は一応5億6,000万円ということになっておりまして、現在、残っているのはあと工事発注関係が残っておりますが、取り付け道路のところが最終的に残るというようなことで、あと移転が約6カ月程度かかるかなというふうになっておりますので、先ほど議員が言われた年度内竣工という部分も、できるところからなるべく発注していきながら間に合わせたいというふうに努力はしていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今、金額もお聞きしました。非常に高額な道路になると、5億6,000万円というような課長の答弁でございます。しかしながら、もう乗りかかった船でありますので、ぜひひとつ、今土地、これはガス屋さんがおられると思っておりますし、その下の土地はある個人的な人が持っておられると聞いております。そこら辺は、最後までひとつ、先ほど言いましたように、市が本当に大変骨折りをいたしますけれども、粘り強く、お互いが満足するような交渉をしていただきまして、できるだけ早くこの専用道路が完成しまして、よかったなと市民から言われるような道路に仕上げていただきたいと思います。いかがでしょうか、その点は。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 病院が開業した後の道路ということで、なかなか本当に遅ればせながらという部分でやっておりますが、病院の顔となる道路でございますので、ぜひ、なるべく早くできるように努力を続けていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） ありがとうございます。一応、1番目の質問は、以上で終わりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手議員に申し上げますが、通告書の中に専用道路の予定図面の提出を求めると書いてありますが、この分はよろしいんですか。

○19 番（井手明廣君） 一応、もう質問が道路に対してでございますけれども、もう多くは聞きませんでしたので、提出はようございます。

2 問目の内牧線から坂梨までの県道の進捗状況というふうなことでお尋ねをしたいと思います。

今、地権者があの地区、全体的に見ますと、私の今回の質問は、手野の 2-2 から北坂梨工区までの質問をさせていただきます。

かなりの地権者がおられると思いますけれども、私も先日、この道路予定図をいただいておりますが、集落のほとんど下を通るというふうなことでございます。一部は完成しておる集落内の道路を走るというようなことでございますけれども、地権者の同意がどれだけ取れているのか。その辺を始めにお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 県道内牧坂梨線につきまして、全体の計画から御説明申し上げます。県道内牧坂梨線につきましては、全体計画延長約 6 km のうち手野 2 工区が 1,810m、三野工区が 1,980m、北坂梨工区が 2,210m となっております。今年度については用地測量、用地買収、文化財調査を行っております。先ほど言われました用地につきましては、計画買収筆数ベースで約 24% ということで契約されているようにお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、課長が言われましたように、工区、工区の計画延長、それと今 24% というのは、同意が取れているのは 24% というのは、あと約 70% は取れてないということでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） これは、あくまでも先ほど言いました全体延長 6,000m の話でございます。質問がそういう形になっておりましたので、工区ごとの筆数という形では県のほうからもお聞きしていないような状況です。実際、用地がまとまってできる場所からは随時工事を発注しておりますので、現在の進捗としては事業費ベースでもう 32% 進捗しているというふうなことで御理解いただければと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） そういうことで、かなり用地交渉が終わり、できるところから用地買収も終わっておると。そして、道路改修工事の一部では始まっておるというようなことのように課長は説明をされました。ずっとこの道路線を見ますと、27 年度にほとんどの用地測量が終わってしまいまして、道路改良工事のほうに入っておるといふようなところもあります。手野の 2-2 だけが道路改良がまだ始まってないというふうなことで、道路改良が始まっておるところは、用地買収、金額的にも精算が終わっていますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 当然、用地買収が終わったところは、金額的な精算も行っておりますので支払われております。

それと、議員が言われました、線形が決まってないところあたりはまだ遅れますが、三野

工区あたりにつきましては実際道路工事あたりにも入っておりますので、平成 29 年度あたりにはもう開通できるという目処で、随時進んでいるような状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） この工事は、非常に長くかかるというような気持ちを持っておりました。それは、なぜかという、一の宮時代からこういう計画がありました。しかし、なかなか地権者の同意が得られない。隣が賛成すれば、うちは反対とか。一方が賛成すれば反対、こっちが反対すれば私は賛成とか言ってですね、なかなかあの狭い道路を本当に地域住民の方々は苦勞されて、毎日生活道路として通っておられたと思っておりますが、目安は平成 31 年ぐらいに全線開通というふうな話も聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 先ほど言いましたように、三野工区につきましては平成 29 年度、手野 2 工区は平成 30 年度までに開通ということで、県のほうでは開通の目処を示されております。ただ、それ以外につきましては、手野 2-2 工区及び北坂梨工区あたりにつきましては、現在まだ用地あたり、線形もまだ一部確定してないとかいう部分もございますので、そこにつきましては平成 30 年以降になると思います。

お断りですけれども、議員からあつておりました図面につきましても、まだ一部確定していないというところがございますので、詳細な図面の提出は控えさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） この道路が完成すれば、非常に阿蘇市全体の一番悪い道路でございますので、できるだけ早くですね、もう徐々にこれは計画事業内を見えますと、それぞれもう用地測量はほとんど終わって、用地買収も 27 年度はもう北坂梨工区と手野の 2-2 だけですかね、残っておりますが、28 年度がその 2 点の工区だけの用地買収が終わると、一応計画ではですね。29 年度、30 年、31 年度には、全線の道路改良工事は進んでいくというようなことでございますが、一部私が心配しておりましたのが、三野の 2 ですかね、あそこが圃場整備があつてありますね。あの一部は、圃場整備内を通りますか。それとも、上を通りますか。旧道を通りますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 詳細につきましては、現道を利用するような部分もございますが、詳細には申し上げにくいんですけれども、一部塩井のところについては現道を利用するような形で私も聞いているところです。現道拡幅、一部拡幅しているところに合わせて一部現道を利用するというふうに聞いております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） そういうところがこの手野から北坂梨までの間には、以前協力をされて、拡幅されてやっておると、道路が広がっておるというようなことで、そういうところはぜひ利用していただいて、1 日も早くやはりこの道路は一の宮町、古城地区の念願でもありました。ぜひひとつ、これは市のほうからも県のほうにお願いを強くいたしまして、完成が早いうちに、竣工ができますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

次に、黒川激特事業の関係について、事業関係についてお尋ねをいたします。

今、小倉遊水池、また手野遊水池、それぞれ作業が行われておりますけれども、小倉遊水池の進捗状況ですね、この計画は一応 28 年度までというような形に聞ております。竣工が 28 年で終わるというようなことを聞いておりますが、その辺の進捗状況はいかがでしょう。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 小倉遊水池の進捗状況というお尋ねでございますが、現在小倉遊水池のうち、初期湛水エリアですね、買収を行って、一番先に水が入るところでございますが、初期湛水エリアにつきましては掘削作業がほぼ完了しております、現在流入施設、取付護岸、黒川側の堤防、囲ぎよう堤と呼んでおりますが、その工事を施工中であります。用地買収及び地役権設定箇所の契約につきましては、一応面積ベースで約 90%もう契約が完了しております、残りについても現在用地交渉を進めていただいているところです。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 工事の取りかかりも早かったせいで、28 年度にはもう、今、課長が言われましたように第一湛水ですか、買い上げ土地はもうほとんど終わっておると。それから、90%完了しておるということで、あと 10%で 28 年度には竣工ができるというようなことだろうと思っております。手野の遊水池について、今同意は何%取れているか。また、買い上げ水田、第 1 次湛水地と第 2 次ですね、10ha と 4ha、この同意は何%取れておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 手野遊水池につきましては、現在初期湛水地及び排水樋門等の付随工事につきまして、現在もう 4 社が工事に着手されている状況でございます。用地買収及び地役権設定箇所の契約につきましては、面積ベースで現在約 60%契約が完了しております、残りについての用地交渉を進めているところです。

今後につきましては、平成 29 年度までの工事完了に向けて、事業の進捗を図っているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 1 次、2 次、初期湛水、2 次湛水については合わせて 60%というふうなものと今、課長から答えていただきました。それぞれ、やはり我が土地を手放すということとは非常に厳しいわけですが、県の事業で金額が非常に高う見積もっていただきますので、やはり農家は惑わされながらも印鑑を押して協力をしておると思っております。手野の遊水池においては、一応 29 年度までに竣工するというふうな予定でありますけれども、今、60%といいますと、それに付随する中東部河川の工事と同時に県のほうにやっていただかなければなりません。特に中東部河川の北側に堤防もついていたいて、遊水池のほうにそれぞれの排水の水が、特に浜川等々の水が入らないように堤防をつかなくてはなりませんので、その辺の進捗状況も、やはり今 60%と言われましたけれども、私は中東部河川の改修を先にやっていただかないと、遊水池をつくった後に中東部河川を広めるということは、そ

の以前に大雨が降れば中東部河川が狭うございますので、ぜひそれをお願いしたいというふうなことを県のほうにも報告しておりますが、市としてはそのようなことは報告されておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 現在、手野遊水池の中に浜川が通っておりまして、遊水池ができたことによりまして浜川の水は遊水池に入れられないという状況になります。当然、その部分では県のほうと私どもも随時協議を行っておりまして、付け替えについて、現在、詳細な協議を行っているところです。事業の中で、今言う浜川と中東部河川の付け替えというような形が今一番大事な部分になるものですから、そのあたりは工事の進捗に合わせながら、支障のないようにということで協議を行っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、課長が言われたことを信用いたしまして、私たちもそういうところを県のほうにもお願いしてまいりたいと思っております。

非常に今の県の説明では、今、中東部河川を倍にしますと、今の幅から倍の幅にしますと。そして、浜川あるいは赤溝川という川がありますが、その2点の川を中東部に流し込みますということで、県のほうも倍にしてやりますということで今説明をいただいております。しかし、どうしても大雨のときには浜川等々においては、あの堤防を越えるわけですね。その水が中東部のあの狭いところに入っていけば、当然中通一帯、特に下の方の集落は、今まで以上に浸水をしないかというような懸念を地区の方々はお持っておられます。それは、次の宅地嵩上げの問題もありますけれども、やはりその辺を3倍にしてくれというようなことを県のほうに何回となくお願いをしておりました。しかし、県のほうは2倍でなからんとやはり予算の関係も、183億円の中で激特をやるのでありますから、またそこで2億円ぐらい用地買収をしなくちゃなりませんのでかかりますというようなことで、非常に私たちもお願いをいたしております。地域の方々もお願いされておりますけれども、なかなか県がうんと言ってくれません。

そういうことから、粘り強く地域の方々をはじめ頑張っていこうと、3倍をお願いしていこうという気持ちは持っております。

それから、県が2倍というようなことの見返りとして、赤溝川の東側のほうから直接黒川のほうに鋭角で水を出すというようなことを県のほうから説明をいただきました。それも一理あるかなというふうなことでございます。しかしそれを出しても、やはり黒川の、後から経済部長にお願いしますけれども、小嵐山の堰が上がっておれば、逆にまた入ってくるというようなことで意味がないということでございます。だから、ぜひひとつ黒川の中東部から出す場合、黒川のほうに出す場合、今、中東部の一番下流にサイホンがあります。段がついております。その段を取ってもらくと、小嵐山堰の下側に出しておりますので、いつも水は1mぐらい下がるわけですね、水位が。しかし、あれはやっぱり山田東部との水利権がありまして、水を取っておりますので壊すことはできないというようなことでございますので、どうしてもその点なら、もう黒川のほうに出していただくというようなことをお願いいたします。

おりますが、課長、その辺の御意見はいかがでしょう。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 中東部河川につきましては、先ほど言いました浜川と今回合流した上で改修をするようになっております。議員が言われましたように、できれば3倍ということで、私どももなるべく広くしてくれということで県に打合わせはやっておりますが、流量の根拠という部分でなかなか県としては2倍にしか難しいと。3倍にする場合については、市町村負担というか、地元負担でやるというような形で、かなりの費用がかかるということで、なかなかそれも難しいというような状況になっております。ただ、さっき議員が言われましたように、県も氾濫対策としまして、一応小嵐山堰から上流400mのところに直接黒川に出すというようなことで、現在、中東部川の改修については考えているところです。赤溝川とは切り離すというようなことで、今よりも流れはスムーズになるんじゃないかというような話になっております。ただ、議員が言われましたように、小嵐山堰を閉めているときには、逆に水がバックで上がっていくような形になりますので、当然その部分には排水樋管というか、通常は樋門を設けて、今のルートを流しながら洪水時に小嵐山堰を開けたとき、その樋門を開けてバイパスで流すというような形で、そういう仕組みづくりを何か考えているかということで今現在、県と協議を進めているところです。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） ぜひひとつ、県とのやりとりを大いにされておるというようなことでございます。私も県のほうにお願いをしまして、市町村の負担というふうなことでございましたけれども、この遊水池をつくるのは県の事業ですよと私は県のほうに何回も言いました。その事業として、中東部河川を広めるというふうなことでございますので、県が全額見てくださいというふうなことをお願いをしておりますけれども、なかなか県がうんと言ってくれませんが、中東部から黒川に出した場合のあそこに中東部の一番下流のようにサイホンがありますが、ああいう段差は絶対付けないように、段差を付ければ何も意味がありませんので、あそこは黒川と中東部河川は、もう一体と、段差なしというふうなことでお願いをしたいと思います。その辺は、ぜひひとつよろしく願いしておきます。

それと同時に、どうしても私は地域の方々から言われるのは、浜川がもしもあふれるときには、遊水池のほうに流すような設備をしていただけないだろうかというような地域の方々の意見もありますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 先ほど言われました、打ち出しのところの段差につきましては、現在の中東部川は、当然あそこには用水サイホンが通っている関係で段差がございます。今回は、新たにバイパスで打ち出す場合については、用水サイホン等の設置はありませんので、それでなくても中東部河川は勾配が少ないということですので、なるべく吐き出しを下げて、そういう分では支障がないようにしたいと思っております。

それと、浜川があふれる場合遊水池にというのは、黒川の溢水のための遊水池ですので、外部からの水は入れないというのが基本というふう聞いておりますので、それについては

もう一度県と協議をしてみたいと思います。恐らく無理じゃないかなとは思いますが、再度協議をしてみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） いろいろ申し上げましたけれども、地域が少しでもよくなるようにですね、以前のような水害が出ないように、次の嵩上げもありますけれども、嵩上げをせんでも川を広めにもったほうがよっぽどよかったかと、地域方々、みんなから言われるわけですね。特に、今、中通で宅地嵩上げが1件あっておりますけれども、やはり1m3、40cmですかね、私は測っておりませんが、もう人が下をすっと通っていくぐらい宅地が上がっております。今は上がった状態ですが、ああいうことをすれば年寄りも多うございますので、やはり上り、下りが大変になってくるというような意見も出ております。住宅だけにしか宅地嵩上げはできませんので、できますならば今、中東部河川の改修について課長にお願いをいたしましたが、ぜひひとつ県のほうにそういう旨を伝えていただきたい。そして、できるだけ以前よりもようになったよと言われるようなことになれば、大変ありがたいと思っております。以上です。

続いて、宅地嵩上げについて若干いたしますが、今、言いましたように、非常に全体的に宅地嵩上げは160戸となっておりますけれども、今どれだけの同意が取られて、OKが出ておるのか。全部取られておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 宅地嵩上げ事業につきましては、対象物件160件のうちに、現在47件について補償契約が完了しているところです。今年度内にあと20件の契約を予定しております。契約が完了した箇所につきましては、一部工事に着手されているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 宅地を上げる場合、いろいろやっぱり個人的に問題がある。住宅だけしか上げませんので、車庫とか、昔の馬屋とか倉庫とは絶対上げないわけでございますけれども、やはり宅地だけではどうしても大事な機械が入っているのは倉庫とか車庫とかになります。それはそれとして、人命が一番というようなことで、住宅だけだろうと思っております。その宅地嵩上げについて、いろいろ問題が多いと思いますが、市としてその問題を把握されてますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員が言われますように、確かに今現在進めておりますバリアフリーとかいう点からしますと、非常に使い勝手が悪いし、住家だけというようなことでですね、非常にそのあたりは支障があるかと思えます。ただ、あくまでも人命優先ということとで現在の事業になっておりまして、今はそれによって進められているところですが、問題点につきましては、一部お聞きする場合がありますけれども、あくまでも県にしては補償基準に基づいて補償契約をするというようなことで、あとは事業主体のほう、個人が事業主体になりまして、個人がどうされるかという部分で、実際、そのまま上げて基礎をつくって下ろ

される方もいらっしゃるし、若干小さめにして新築されるという方もいらっしゃいます。そのあたりの詳細につきましては、私どもも、極端に言いますと県の補償基準を見ていただいて、その中である程度考えていただく、県のほうにも相談していただくというようなことにしておりますので、いくつかお聞きはしておりますが、細かな部分については私どもの判断というのは出していないような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 課長、ありがとうございました。

最後に一言だけ、これはぜひお願いをしたいと思います。今と関連をいたしておりますけれども、小嵐山堰の問題ですが、阿蘇市も事前に避難、もう初期、早く避難ということで人命をされております。小嵐山堰に、以前、農政課長にも何回もお願いしましたが、今日の朝から雨が降りますよとか、夕方から降りますよというふうなときには、必ず小嵐山堰を早く上げていただいて、そして少しでもあの中通地帯が浸水しないように、山田東部の管理者とぜひお願いをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 議員おっしゃったように、水利権の問題も非常にからんでややこしい問題ではありますが、現状をお聞きしたところ、タイミング良く開いているようでございまして、土地改良区の問題もありまして、いろいろ複雑な要素はありますが、できるだけ連携した形でその開門と閉門ができるように、その辺のところも土地改良区のほうにもお願いしたいし、ただ、物そのものが小里用水、それから小野田用水でございしますが、非常に複雑な経緯と、それと小嵐山堰が江戸時代からあるということも聞いておりますんで、そう簡単にはいかないと思いますが、なるべく人命に影響がないような形で対応していけたらよいなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 非常に、今年、私はずっと大雨が降るたびにあそこに行ってみます。そうすると、必ず開けてあります。非常にありがたいことだと思っております。そういう連携プレーをしながらですね、少しでもやはり被害がないように、やはりあの近くには畜舎もありますし、ハウスもありますし、ぜひひとつ山田東部の管理者の方と行政が中に入って、土地改良も当然ですが、入っていただいて、大雨のときにはもう事前に開門というか、開けて水を流していただくと、そうすると雨が、例えば空振りでもいいじゃないですか。ぜひお願いしたいと思います。どうせ雨降りには水は使いませんで、その辺はよろしく願いしておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君の一般質問が終了しました。

次に、資料配布の申し出がっておりますので、資料を配布させていただきます。

（資料配布）

○議長（藏原博敏君） それでは、続きまして2番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） おはようございます。2番議員、日本共産党、竹原祐一です。まず、このたびの東北、そして関東、災害に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

また、阿蘇噴火により、観光客の1人の犠牲者も出さずに避難をされたこと、阿蘇市職員の皆さんの御努力に感謝をいたすと同時に、大型連休の前の阿蘇の観光産業にも風評被害で大きなダメージを受け、しかし私たち行政とともにこの事態を乗り切っていきたいと考えております。

早速ですが、質問に入らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

一つ目として、公契約制度について質問をさせていただきます。

まず、この質問一覧表の雇用の臨時職員と書いてありますけれども、これは嘱託職員に変更をお願い申し上げます。

まず、公契約制度、これは簡単に言うと公共工事、そして各種の公共サービスなどの公共的な業務の遂行のために自治体などの公的な機関が民間事業者との間で結ぶ契約、公共事業の現場で働く全ての労働者に対し、賃金の適正賃金水準を確保しようという条例により保証するという考え方です。現在、全国の過半数の自治体、議会で意見書が採択され、各地でこの公契約制度が実施されています。今回、来年一の宮中学校、統合小学校により給食調理従事の嘱託職員が市との嘱託契約を解除し、新たに市立給食センターの嘱託業者と雇用契約を結ぶ計画がなされています。

そこでお尋ねをいたします。現在、嘱託職員の労働条件、給与面、そして実質労働日数、また給食センター嘱託業者の労働条件をお聞かせください。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

市の嘱託職員、正式な言葉で申し上げますと一般職の非常勤職員ということで条例上も規定をしております。この一般職の非常勤職員の勤務の条件についてで私のほうから説明をさせていただきます。給食センター委託先の条件等につきましては、教育課長のほうに答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

報酬につきましては、職務の内容、資格に応じまして12万9,000円から16万2,000円の4つの区分に分けられております。区分を申し上げますと、12万9,000円、13万3,000円、13万6,000円、16万2,000円になっております。この16万2,000円につきましては、資格が社会福祉士ということで限定をされております。

勤務時間につきましては、月に124時間、年間1,488時間ということで規定をさせていただいております。

任用の期間はそれぞれによりますけれども、1年以内、年齢的には65歳までとなっております。

有給休暇につきまして、その契約の年数に応じまして最高で20日間有給休暇が設けられておりますし、無給の休暇として産前産後の休暇でありますとか、育児休暇、そういった制度もやっております。

手当といたしまして通勤手当、15 kmから 25 kmまでの範囲内の方、通勤される場合は月額 3,000 円を別途支給。それ以上の距離になりますと 5,000 円の支給になっております。

勤務日数をということでありましたが、嘱託職員さんを形態よりまして 1 日 8 時間勤務の方もおられますし、6 時間とか 7 時間とか、その勤務先によって状況が変わりますので、一概に何日というのはありません。雇用を行う前に労働条件通知書というのを市のほうから渡します。その通知書には報酬がいくらですよ、月何時間勤務ですよ、年間何時間勤務ですよ、いつまで、3 月 31 日までですよとか、そういった条件を提示して、それに御納得いただいた上で、署名・印鑑を押していただいて雇用契約を結ぶ、そういった形であります。現在、総計で阿蘇市には 73 名、教育課関係が学校でありますとか給食センター、図書館あたりも含めて 37 名の方が一般職の非常勤職員としておられます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 教育委員会の嘱託職員の一の宮給食センターの雇用条件でございますけれども、教育委員会におきましては、調理資格を持つ調理師さんにつきましては月額 13 万 6,000 円となっております。それから、年間の勤務時間が、先ほど総務課長の答弁にありましたとおり 1,488 時間でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 今現在、阿蘇市の給食センターの委託をされている業者の労働条件はおわかりになりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 阿蘇給食センターにつきましては、平成 26 年度から民間会社、九州総合サービス株式会社のほうに委託をしているところであります。そのときの雇用条件といいますか、これは平成 26 年 3 月の市議会の一般質問でも元市議会議員の川端議員さんのほうから資料を提示いただいておりますけれども、26 年 3 月に九州総合サービス株式会社からの求人の情報ですけれども、今回もこの形になるかと思っておりますので、こちらのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、雇用形態につきましては正規職員ということで、賃金につきましては基本給月額 11 万 5,000 円、定期的に支払われる手当としまして職務手当 1 万 5,000 円から 2 万 5,000 円、月額が 13 万円から 14 万円、その他の手当としまして資格手当が 3,000 円以内、それから賞与、ボーナスですが年 2 回 1 万円から 5 万円の支給あり。年間の休日日数が 165 日ということでございますので、勤務日数は 200 日になるかと思っております。それから、通勤手当につきましては実費支給、上限が月額 6,500 円ということで求人がなされておりますので、今回につきましても同様の求人になっていくというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 資料 1 のほうを見ていただいたら、これは九州総合サービス、今現在給食センターの労務委託をしている会社の求人情報です。これは、就業場所は熊本市内となっておりますが、一応この条件と一緒に状態だと考えます。そして、この求人表なんですけれども、私が 9 月 6 日にこれを出しとるんですけど、昨日これを探そうかなと思いたけ

ど、もうありませんでした。ということは就職をされて取り下げをしているのかなと思います。この求人表の中で、基本給、資料 1 の上部の左側ですね、その下のほうに 12 万円と書いてあります。そして、その他の手当 3,000 円、そして調理師手当 3,000 円、そして賞与が前年度で 1 万円から 5 万円、それから年間の休日日数が 150 日というふうに明記をされています。それで、阿蘇市の嘱託職員で働いた場合 13 万 6,000 円、就業日数約 16 日から 17 日、これ手当を含まず時間給で申しますと 1,000 円。ところが、九州総合サービス、ここで雇用された場合給与は 12 万円、新人であり、何の職もなければ手当は出ません。そして、賞与は年間 1 万円ぐらい。そして、就業日数が 1 カ月 18 日。これを単純に時間給に直しますと 839 円。私、この数字を見まして、同じ自治体の管理下に置かれ、そして同じ職場で、同じ仕事をして、なぜこれだけの賃金の開き、1 時間働いて約 160 円、1 カ月働いて 2 万 3,000 円、なぜこれだけの開きが出るのか、不思議でなりません。お伺いをいたしますが、業務委託契約の中で賃金の査定はどのような積算をされているのか、お聞きします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいま御質問がありました、こちらの求人情報につきまして、今年の 8 月から 10 月 31 日までの有効期限というふうに書いてありますので、今の給食センターに当てはまるものかどうか、ちょっと私もわかりかねるところでございますが、26 年の 3 月に求人されている部分につきましては、先ほど御説明した条件で雇いたいということでの提示でございますので、月額 13 万円から 14 万円、それに賞与が年 2 回、1 万円から 5 万円支給すると。それと、通勤手当がございますので、市の嘱託職員よりも報酬額的には上がるわけですね。そういう部分で、委託料の中ではそれだけの積算をして委託をしているところであります。委託会社につきまして、現在の内牧給食センターの正規職員の方々、非常勤職員の方々にも昨年、それから今年も阿蘇一の宮の給食センターの統合に伴いまして、特に非常勤職員の方々につきましては調理職場をどうしても希望されるという場合は、教育委員会にはそういう職場がなくなってきますので、嘱託職員さんは 1 年 1 年の雇用契約になっております。4 月から 3 月 31 日までで雇用契約が切れますよということを事前に契約の中でお話をして、毎年 12 月前に次年度の希望の要望は取りますがけれども、嘱託職員枠につきましては、その必要性が認められて予算枠が付かないと何人雇用できるかわかりませんということで、長期に採用を希望される方は長期の会社のほうを早く見つけていただくように御説明をしているところであります。民間会社に委託をしておりますし、来年度からは民間会社のほうを希望される場合は、そちらを御紹介していくということで、民間会社の給与及び勤務条件について、本人が御確認をしていただきながら、会社の試験を受けて就職をしていくというものでございますので、議員さん御指摘の委託する側としましては、これまで同様に給与が受けられるように委託料の積算の中で当然予算を配慮しておりますし、また委託会社につきましても、阿蘇給食センターに新規に雇用される職員につきましては、現在の調理職員の経験者を優先的に採用をお願いしていきたいということで考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 今のお答えでいけば、適切な賃金を委託契約の金額の中に含んでい

ると、そういうふう理解をさせていただいてよろしいでしょうか。ということであれば、この賃金の差、1カ月1人当たり2万3,000円、この差額はどこに行っているのでしょうか。その辺をあまりお伺いしても難しいと思いますので話を進めていきますが、以前、日本共産党の前議員の川端氏のところに給食センターで働く労働者から一通の手紙が来ました。その手紙の内容、ワークネットで契約をしているときより給与が下がり、家族を食べさせていくのがやっとだ。給料が安すぎる。何とか給料を上げるようにしてほしいという切実な手紙が匿名でありました。

お伺いをしますけど、現在の給食センターの職員数はワークネット時に働いていた人のどの程度の人が残っていますか。また、配達運転手、そして現場の調理職員、十分に足りている状態でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ワークネットの職員につきましては、当時は7割近く会社の試験を受けられていることは聞いておりました。現在の状況として何人の方が残っているかということで、ちょっと全員の顔がはっきりわかりませんので回答ができないですけれども。

それから、賃金につきましては、ワークネットのときに給料をいくらもらっているというのは私どもわかっておりませんので、基本的に市の嘱託職員につきましては13万6,000円で1年間でよろしいですかということで雇用契約を結んでいるところであります。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今のワークネット時には13名の従業員の方がおられたと聞いております。そして、九州総合サービスに委託契約が代わり、13名のうち8名の方が辞めたと。あまりにも給料が安すぎる。実際、ワークネットの時点では給与、そして賞与を合わせて年収190万円。この九州総合サービス、144万円プラス賞与の1万円か2万円です。まさにここに50万円以上の開きが生まれてきています。そして、新しい人、具体的には職員の経験年数はわかりませんが、学校給食というのは子どもの成長を助け、そして食育として大きな責務があると思います。そして今回、学校給食法の改正により7つの目標が掲げられました。そして、学校給食関係者の一層の努力が今求められています。

そこで、私は調理の現場で働く労働者の待遇改善を発注者、阿蘇市として請負業者に対して指導していくべきだと考えますが、いかがなものでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 御意見はわかるんですけれども、基本的には会社の雇用契約条件を理解して本人が就職するものでございますので、教育委員会の非常勤職員もそうですが、その個別の方々の給料を保証するものではございませんので、なかなかそこは難しいところがあるというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 意見の相違はありますが、業務委託などによる業務の外部化により、実際自治体から、外部からのワーキングプアが創り出されていると思います。このことは、地域の労働者全体の賃金水準を引き下げる役割になっていますが、実際はこの自治体労働者

は地域の従業員の賃金水準を上げる、これが自治体現場で働く労働者の賃金の役割だと考えます。被害を被るのは地域の住民であり、労働者です。自治体の責務は、市民の命と暮らし、これを守り、人間らしい生活を保障する。実際、熊本市では公募施設のランク別人件費、単価といわれるものを用いています。公契約の基準といわれる人件費、単価を制定しています。この阿蘇市においても、公契約制度の基本となる委託、そして指定管理制度において、その施設で働く市民の命、暮らしを守る、そのために人件費、単価を制定し、そして現在、嘱託、指定管理で働く市民の労働条件の調査、すなわち賃金調査です、この実施を行っていただきたいと考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただいま市議の御発言、これまでワークネットで嘱託職員として働いておられた。そのときの給料と委託先が代わって、新しい職場での給料、相当開きがある、生活ができない。行政のほうである程度委託する上では最低賃金を定めて、これ以上はやりなさいよ、そういった条例を制定、公契約の関係ということでやったらどうかという御意見というふうに受けております。今、自治体によっては公契約条例ということで制定している自治体もあります。ただし、その自治体、全国 1,700 自治体がありますけれども、私が調べた範囲内では非常に少数の自治体。これはどうしてかといいますと、議員がおっしゃるのは、市が定めた最低賃金、それを支払うように、規定して支払いを行いなさい。ただ、今、国には地域別の最低賃金というのが熊本県の場合現在 677 円、この額が決められております。この上回る金額を市のほうで個別に指定すること、これ自体が内閣府のほうは、申し上げますと、この公約条例に対しましては、地域別最低賃金を上回る独自の最低賃金額を広く一般に規定する条例を制定することは、地域別最低賃金の趣旨に反するため、地方自治法の規定に反する。こういった見解を持っております。そういったことでありますので、阿蘇市においても、今御意見がありましたけれども、やっぱりここは慎重に対応していく必要がある、そういうふうに思っております。

あと、市内の労働条件、賃金あたりをきちっと調査すべきじゃないか、そういった御意見がありますが、そういった部分については、熊本の労働局もありますし、監督署あたりもありますので、そういった方面から正規の法的な指導、最低賃金を下回っておれば当然指導が入るべきというふうに考えておりますし、先ほど私が申し上げました労働条件通知書、この金額、この休暇、この勤務日数でどうですか、本人がOKですということで働かれる、求人表についても、今金額が提示されておりますが、それを了解の下、働くということで申し込まれる。そこで一種の契約がそれぞれ個人と委託先でできておりますので、それ以上は今の段階で阿蘇市として踏み込むこと、これはちょっと難しいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今の答弁を聞きまして、委託契約、その中で人件費、きちっと計算をしておられると思います。私はその人件費を労働者にすべて払ってくださいと。実際、委託契約の中には、経費、本社経費、そういう形で経費は上がっているはずで。それと別に、

労働者の賃金は別に計上してあります。その賃金を払ってもらう、それは当然じゃないでしょうか。市民の税金ですよ。税金を業者が、極端に言えばピンハネをしている、そういう状況です。それに対し、市がこれは業者と個々の人の問題だ、市としては立ち入らない、そういう問題ではないでしょう。あくまでも市民の税金を有効に使う、その辺の観点で物事を見ていった場合、やはりその賃金に対しては市として、行政として指導をしていく、それは当然ではないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回の阿蘇給食センターの委託については、教育課のほうで公募を行いまして、その上で選定された。費用あたりも提示した上で、それぞれ6社応募があって、その提案を受けて市として決定をしておりますので、そのあたりについては、その契約の中でとか仕様書の中での話になってくるかと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ですから、基本的に契約をしている、発注者としての立場で下請けさんを指導していただきたい、そのように考えます。そして、もしこの指定管理、そして委託業者の働く労働者の賃金調査、もしできなければ私が一回すべて調査をしてみます。そして、果たして契約の中で見られている人件費、これとの比較をさせていただきたいと考えております。

この問題については、以上で終わらせていただきます。

次に、工事・物品入札について質問をいたします。

現在、阿蘇市で提供しております入札情報は、資料の2の、これには赤書きで落札率を書いています、これがない。そして、あと物件名、業者名、落札業者名が書いてある状態です。それと、その裏のA4の細長い状態で入札情報が書いてあるのが、これはお隣の菊陽町の入札情報です。どこが違うかといえば、場所、指名業者数、指名業者名、落札率、工期、市民の皆さんが見てわかる内容です。阿蘇市の入札情報、非常にわかりにくい状態です。そして、この請負金額、すべて市民の皆さんの税金です。お伺いをしますが、今現在、阿蘇市のホームページ上で入札情報、この情報の中に落札業者すべて入札情報、そして落札率、工期を書きいただくことは、公表していただくことはできませんでしょうか。いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えいたします。

現在、阿蘇市では、方法は違いますけどすべての内容、今、議員が言われた分は公表をいたしております。ただ、閲覧方式とホームページ上、いわゆるネット上での公表に分かれております。議員が言われましたように、工事内容、落札業者、予定価格、その落札額につきましては、毎月まとめてホームページ上で掲示をしております。それと、それ以外の部分についてはすべて入札後から閲覧方式です。それをネット上で、またホームページ上ですべて公表できないかという話でございます。もちろん、これにつきましては、すべて進んでいるのは電子入札を導入している市町村がすべてになります。それ以外にも7町村ほどあります。

全体で 23 市町村がすべての内容を公表している状況でございます。阿蘇市としても、できる
ところから徐々にホームページ上に掲載していくということは可能でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 早急にその辺の改善をお願い申し上げたいと思います。

そして、今の資料の 2、この赤書き、落札率、私当初、95%以上を赤にしようかなと考え
たんですけども、実際それでも黒というのが少ない状態です。ですから、一応 90%以上の
落札率、すべての物件が 90%以上、すごいですよ。実際、この落札率の原因、どこにあると
考えられますか。お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 資料に書いてありますとおり、確かに平成 24 年の水害以降、落
札率が非常に高くなっているのは事実です。これがどこに原因があるかと言われましても、
私のほうといたしましては適切な入札制度において入札が行われているというふうに考えて
おります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 原因は、簡単です。現在、阿蘇市が採用しています指名競争入札制
度、発注者は受注希望の能力や信用など、指名の段階で判断ができます。そして、入札執行
後には、受注者の能力不足やトラブルなど容易に防ぐことができる、評価できるのが入札の
際には信用度などが重視されるがゆえに、価格のみの競争が起こりにくい制度です。現在、
希望する入札対象とする公募型指名競争入札や条件付き一般競争入札などの動きが各自治体
で広がっています。

お伺いをします。市として、今後指名競争入札制度を継続していくのか、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 現時点では、継続していく方針です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） わかりました。新しい提案をしたいんですけど、時間の関係で 3 番
目の問題に移らせていただきます。

3 番目として、8 月 4 日火曜日、阿蘇市の建設課から熊本石油いこいの村移転に際し、蔵原
地区住民説明会が開催されました。建設課より、伊藤土木部長、阿部課長が出席をされ、移
転経過、そして計画が説明され、移転計画については蔵原住民の方より、一つ目は移転契約
の中で自治体が移転先を斡旋する内容でなかったら、自治体が移転先を企業に代わり見つけ
ていくことはおかしい。二つ目として、危険物保管管理場所ができる、このことにより、地
域の土地の評価が下がる。三つ目に、週 1 回から 2 回の運搬予定のタンクローリー車により、
登下校の児童生徒に影響が出る。四つ目として、いこいの村の再建がますます難しくなるな
どの意見が出されました。市民の皆さんは、今回行われようとしている熊本石油移転計画に
は、すべて反対だという意見が大多数でした。

お尋ねをしますが、今回医療センター新設道路に伴う熊本石油の立ち退き移転契約での契

約内容、そして移転の最終期日、できましたらあと契約金額、契約金額の支払い状況をお尋ねいたします。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） 市立病院線の建設に伴います補償契約ということで、先ほど井手議員のほうからも御質問がありましたけれども、建物等の補償が一つ残っているという、その補償の部分でございます。熊本石油さんの契約内容といたしましては、所有物は上物だけでございましたので、建物の撤去費、それから現在立っている建物の評価をいたしまして、それを建て替えるというための契約の締結を今年の4月に行っております。

支払いにつきましては、今のところ、支払いは行っておりません。先方といたしましては、タンク等の発注などはされていらっしゃるようでございます。金額については、これは会社との契約でございますので、これは申し上げるわけにはいきません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） わかりました。

そして、次にまちづくり課のほうに、今現在のいこいの村、どういうふうに捉えているか、そして将来の展望、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが時間がありませんので、早急をお願いします。

○委員長（高宮正行君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 2番議員の御質問でございますけれども、阿蘇いこいの村の所管をしておりますまちづくり課でございますけれども、6月の全員協議会等々でこれまでの経過でございますとか、今後の方針あたりの御説明をさせていただいております。今、議員の御質問にありますとおり、今後のいこいの村周辺を含めたエリア的な方向性でございますけれども、御承知のとおり、いこいの村周辺につきましては、まとまりのある畑地帯と広大な森林地帯というふうなことで、非常に風光明媚な地域でございます。今回、そういった部分を考慮いたしまして、今後、今回の6次産業化の取り組みあたりも検討されてございます。そういったものも取り入れながら、これまでの従来の土地利用等を含めながら地域の方向性を検討してまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 2番議員に申し上げます。時間がありませんので、端的な質問をお願いします。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 質問のほうは、もうしません。まとめを行いたいと思います。

今、言われましたように、このいこいの村の地域、観光ロケーション的に、地域的に絶好の場所であり、市外、そして市内からの利用者の増加、増えている状態、今は違いますが、そういう場所にしたい。健康増進、スポーツの振興と地域に様々な波及効果を及ぼす地域にしたいと、そういうふうに解釈をさせていただきますが、この地域の入口に一般の人でも嫌う危険物の施設をつくり、これは法的には問題はないでしょう。しかし、市民的感觉で見ると、危険施設に映ります。私は、このまちづくり課と建設課と市全体で協議をされたと思い

ますが、あのような設備をいこいの村に新設計画していく、それ自体、理解はできません。私は、今後ともいこいの村、これは蔵原地域の人、そしてその他の地域の人が守り、そして育ててきました。ところが今は、悲惨な状態です。何としてでもこのいこいの村、再建をさせていただきようお願い申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（蔵原博敏君） 竹原祐一君の質問が終了いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵原博敏君） 御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。35分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（蔵原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番議員、立石昭夫君の質問を許します。

立石昭夫君。

○1 番（立石昭夫君） 1 番議員、立石昭夫です。初めての一般質問です。よろしくお願いいたします。お昼前ですので、端的に質問して、端的にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、最初に 6 月に成立した公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたということで、学校教育での取り組みは、対応ということで質問させていただきます。近年は、選挙のたびに投票率が下がる傾向にある中、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げることで、投票率が上がることが期待されているわけですが、18 歳以上になったということは、高校生から選挙権があるということで、買収などの選挙違反をした場合には罰せられるということにもなりますし、こういったことで公職選挙法の学ぶ時業の取り組みとか、そういったことが必要になってくると思われます。私たちの小学校、中学校のときには、生徒会、児童会とかの役員は選挙で選んでいたわけですが、そこでお聞きしたいんですが、現在、児童会、生徒会の役員はどのような対応で選ばれていますか。

○議長（蔵原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただいまの質問に対しましてお答えを申し上げます。

現在、中学校の生徒会、役員選挙で、より実際の選挙や投票に近い状況を体験するために、選挙管理委員会から実際の選挙箱をお借りいたしまして選挙の受付など、いわゆる選挙権に対する理解を深める取り組みを行っているところでございます。

○議長（蔵原博敏君） 立石昭夫君。

○1 番（立石昭夫君） 7 月の熊日新聞に載ったんですけど、法改正に伴いまして、県内の小学校と高校において県選管の出前授業がありまして、勉強会や模擬投票の体験をした

という記事が載っておったわけですがけれども、当市においてはどのような取り組みをされているか、伺います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 公職選挙法の改正に伴います学校教育での対応ということで説明をさせていただきたいと思いますが、議員申されましたとおり選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられますことから、各学校、各高校での取り組みが行われていくと思っております。その中で、来年の夏の参議院選から実際にこの取り組みが始まっていくわけですが、18歳から19歳までの約240万人が新たに有権者となってまいります。義務教育の段階では、主に中学校の3年生の社会科、それから公民の授業におきまして、選挙と政治に関する学習や地方自治の基本的な考え方や政治の取り組みにつきましても学習をすることになっていきます。今後、文部科学省からの方向性が示されてくると思いますので、その上で議員さんの御指摘にもございましたとおり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） 大変喜ばしいことだと思います。小さいころから、私たちの小学校時代は児童会とか選挙でやってあって、選挙に親しむ機会というのが多々あったわけですが、最近の子どもたちはそういったことが少ないということで、若者の選挙離れというのがその辺で出てきているのではないかなというふうに思っております。

当市においては、今、土曜授業というのを展開されていますけれども、そういった授業の中で地域の人も一緒になってこういった公職選挙法の勉強会とか、そういったものは実施される予定はありませんか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただいま土曜授業の質問があったかと思いますが、土曜授業は子どもたちの土曜日をより有意義なものとするため、確かな学力と豊かな心、健やかな体などの育成に資する観点から、土曜授業のほかに地域における多様な学習、あるいは文化やスポーツ、体験活動など、土曜日の授業環境の充実に取り組んでいるところでございまして、ただいま議員さんがおっしゃいましたとおり、義務教育課程の段階から順次指導して、学校にもその旨指導していただくようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） わかりました、ありがとうございました。教育委員会は終わります。

次に、飼料用米の作付け状況についてということで質問させていただきますけれども、昨年、一昨年と米価のほうが低価格での販売となり、農家の手取り収入も下がって、農家経営を圧迫している現状である中です。

そんな中、飼料用米の作付けの転換が望まれるわけですがけれども、当阿蘇市においては、稲発酵粗飼料米、いわゆるWCSの作付けが大きく伸びているのが現状です。JAグループでは、今年の飼料用米の作付けの目標設定を60万tとしていた中で、5月15日時点では35万トンにしか達してなかったと。そういうわけで、営農計画の提出期限を7月末まで延長しまして、営農計画の締め切りを、提出を7月末までとして、食料米から飼料用米への転換を

進めた結果、昨年より 4 万 5,000ha 作付けが増えまして 7 万 9,000ha となったということです。主食用米の過剰作付けの面積が目標の食料米の面積に達したということで、これは生産調整、いわゆる減反政策が 1971 年度から始まったわけですが、初めてのことだということです。このことによりまして、本年度産は昨年よりも高くお米が販売されるんじゃないかと今期待をされているところです。

このように、主食用米以外への取り組みが米価に大きく左右するわけでありますので、そこでちょっと伺いたいのですが、阿蘇市において昨年、また本年度の飼料用米の作付面積を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。

昨年度、本年度の作付け状況ですけど、まず 26 年度作付けが阿蘇市におきましては約 22ha、それから 27 年度につきましては 61ha ということで、約 39ha 増加というふうな現状になっております。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1 番（立石昭夫君） 39ha 増えたということで、喜ばしいことだと思いますけれども。

次に、昨年度の平均反収はどれぐらいだったかというのを伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 飼料米の反収ですけども、26 年につきましては約 19 名の方を作付けをされまして、平均反収が 491.7 kg ということで、約 8.2 俵ということになっております。飼料米につきましては、もう御存じかと思いますが、26 年度から数量払いとなりましたので、それまでは一括植えれば 8 万円が来るということで平均反収等が出ていませんが、26 年度からは反収に応じて幅をきかせて、収量が取れなければ 5 万 5,000 円、それから収量が取れれば約 10 万 5,000 円まで引き上げるという方策になりました。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1 番（立石昭夫君） 詳しい数字、ありがとうございます。平均反収が 491.7 kg、昨年度の場合が基準反収が 489 kg だったということで、平均 8.2 俵ということですけども、これは、私の聞いたところでは、去年は四、五名の方は 10 俵以上の反収を上げられたということで、最高額の 10 万 5,000 円をもらわれた方がおられると聞いております。

このように、反収を上げれば魅力のある制度でありますけれども、そのためにはそれなりの、かなりの経費もかかってくるというのが現実であります。

次に、昨年度の飼料用米の買入れ価格と乾燥調整ですね、ライスセンターで行っておりますけれども、その辺の経費は大体 1 kg 当たりいくらぐらいかかっているのか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、まず飼料米の買い取り価格ですけど、26 年度につきましてはキロ 18 円となっておりますので、60 kg で、1 俵で計算しますと 1,080 円ということになります。これまでの経緯については、平成 23 年当時がキロ 28 円での購入ということで、かなり下がっておるということですが、これは恐らく全国的に増えたということで、

そういう需要の部分でかなり安くなっているというふうに思っております。

また、逆にライスセンターの利用料金ですけれども、これにつきましては通常の主食米と一緒に1俵当たり1,620円ということで、基本的に飼料米は検査機関の中で数量を確認せにゃいかんということで、すべて一の宮のライスセンターに出すことが条件になっております。そういったことで、ライスセンターのJAの設定としてですね、どうしてもやっぱり飼料用米については最後のくず米は一緒にいいもんですから、選別の必要はないんですけど、施設自体がやはりもうすべてラインごとに選別までしなくちゃいけないということで、飼料用のためのラインではございませぬもんですから、どうしても同じ扱いになってしまうと。それから、やはり近年主食が少なくなっただけでライスセンターに持っていく方がおられないということで、非常に利用料金も上がっているということで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） 私が聞いたところ、1kg当たり25円です。1俵当たり1,300円、そういうふうに聞いておりますけど、間違いありませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） うちのほうで調べた分では、25年度は25円、間違いありませんが、26年については18円というふうに聞いております。ライスセンターの利用料金については、もうこちらで今聞いている分では、1俵当たり1,620円ということですので、1俵当たり基本的には1,500円の消費税で1,620円というふうに聞いています、利用料金はですね。キロ当たりですか。恐らく27年、そういうことで、もう見てわかりますとおり、まず赤字、要はうったててライスセンターに持っていかにゃいかんという現状になっております。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） 大体キロ27円ということで私は聞いてびっくりしたんですけど、私が聞いた範囲では25円だったというふうに聞いていたんですけど、27円ということは、18円を出した金額に対して27円かかるということは、これは1kg当たり9円差があるということですね。そうしますと、平均反収500kgだとしたら、4,500円です。これは、農家にとっては大きな負担になると思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今、説明をされたように、1俵当たりで計算すると、出すことによって差額の540円、1俵当たり赤字ということになります。これについては、阿蘇市自体はやはり受入態勢ができてないということでこういうことになっているとは思いますが、やはり作付けをする中で、WCSが阿蘇市が多いというのは、やはりそういう8万円の中で乾燥調整もしなくていいわけですので経費が残るということで、やっぱり皆さん、WCSを植えて手取りを取ろうということでやっていると思います。しかしながら、その飼料米を作付ける方の、何でそのWCSよりも飼料米を植えるかという原因は、やはり畜産農家等の供給が条件になっております。今、飽和状態になっているもんですから、植えたくても植えられないという部分の方については、そういった飼料米のほうに移行される方もおられると思います。それと、WCSよりも飼料米がいいという人もおられます。それは、やっぱり土地条

件でどうしても余計取って、WCSは8万円ですけど、うんと取れば10万5,000円来るわけですので、その差額分でこういうカントリーの費用も補填すればいいわけですので、そのほうがいいと言う方もおられます。それともう一つは、やはり圃場が悪くてWCSでは収穫ができないという部分については、そういう形でやります。ただ、言えるのは、今のところその乾燥調整だけで言えば補填をしたいと、赤字というのはわかりますけど、やはりその農家の方々がそれぞれ考えた中で、収量を取れる、量を取らなくてはこの補助を受ける意味はないというふうに思っておりますので、やはり品種も別に限られておりませんので、うんと取っていただくと、そして補っていただくということが今はそういう形しか言えないというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） 今の農政課長の説明でわかるわけですが、やはりこの4,500円も差があるということは、その辺で飼料用米の作付けが伸び悩んでいるところじゃないかというふうに思うわけですが、10日ぐらい前だったと思うんですが、農業新聞にこの飼料用米の餌を食べさせた牛の肉、豚の肉、こういったもののほうが消費者の意見として外国産の餌を食べさせたものよりも安心・安全であるということで、ちょっと割高であるけれどもそちらの肉を好んで食べているというアンケートがありました。そういった中で、やっぱりこういう飼料米も面積的には増やしていくのが必要じゃないかというふうに考えるわけですが、そういった中、この4,500円の差額というのは、ちょっと余りにも大きいと思うわけですね。そこで、市のほうとして1反当たり1,000円ぐらいとか出してもらって、大体去年が61ha、そのくらいだったと思います。1反2,000円出したときには61万円ぐらい。その辺が何とか市のほうで助成ができないか、伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。やがて12時になりますが、立石昭夫君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま質問を続行いたします。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今、市のほうで補填という話がありますが、御存じのとおり農業分野はいろんな作物がございまして、いろんなやっぱり皆さん方、工夫をしながら作付けをして、補助金をもらうような工夫をやっております。そういったものがありますもんですから、先ほど言いましたように飼料米というのはそれなりに魅力があります。先ほど言ったように10万5,000円まで来るということですので、やはりそういう部分で品種を変えながら、多収の部分、それから多収とあとはコストを下げながら収量を取っていただくというのが基本だと思っています。ただ、基本的に県のほうの議題にもございますように、地下水と土を育む中で、県も飼料米の作付け拡大というのを基本に置いております。これは、一つは水源涵養の意味でやっています。そういった中で、例えばその単価を買い入れ価格、要はJAがやっぱり多少の努力をしないではいけないというふうに思っております。今、経済連に出荷して18円ですけど、御存じのとおり、今、菊池のえこめ牛が一番、先ほど言われましたよう

に牛にいいということですが、菊池がキロ当たり 40 円で買っておられます。そういうことで、それは何でかということ、やはり菊池がいろんな関係機関と調整をして、自分たちのところを自分たちの市の菊池の牛で食べさせて、そういう展開をするからこそ 40 円という買い入れをできるということですので、阿蘇市も今後、そういった部分を農協を中心にやっていけばいいかと思いますが、これまでずっと言ってきましたけど、やはり今現在では阿蘇市としては W C S が一番魅力で、また畜産農家が多いわけですので、そういった中で畜産農家も W C S によって餌がもらえると。それから、耕種農家についても補助金がもらえるということで、そういうバランスの中で増えてきておりますので、今後、今飽和状態の中でかなり増えてくれれば、またそういった中で J A と協議をしながら、また県の支援もいただきながら受け入れる体制をしていかにやいかんというふうに思っています。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1 番（立石昭夫君） 私も農業をやっとるもんですから、今、農政課長がおっしゃることは重々にわかるわけですが、農協の指導のほうも、また私もお願いしていききたいと思いますけれども、立木乾燥とか、そういったことを取り入れてやっていけば、乾燥経費はもっと下がるんじゃないとか、また飼料用専用米ですね、多収品種を導入することによって、また 1 万 2,000 円の上乗せがあるとかですね、いろんな政策にはおいしいところがありますから、そういった面で農協と一緒に私と言っていききたいと思いますけれども。

先ほど農政課長のほうからお話がありましたけれども、熊本県の条例の中に「地下水と土を育む農業推進条例」と、そういう条例があるわけですが、その中で土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減の取り組み、家畜排泄物を使用した良質な堆肥生産及び流通の取り組み、そして飼料用米等の生産及び灌水等の水田の取り組み等を、地下水と土を育む農業として推進して、施策を展開するとあります。こういった形の中で、県のほうも飼料用米の目標面積を掲げながら作付面積の拡大を推進しているというのが今の現状であると聞いております。

そこをお願いといいますか、要望ですけれども、県とのそういったこの条例の中にあります飼料用米等の生産の推進にもありますので、そういった形の中で、県のほうに働きかけていただいて、その辺の助成金とか、そういう政策の協議とかはやっていただけますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） まずは、県との関わり合いを申しますと、先ほどから言われました乾燥調整の中で、逆転でやっぱり赤字ということの現状は県も知っておられます。県の中で、技術課、あるいは農産課、畜産課という連携の中で今協議をされているということでございますので、また今後動きがあるかと思います。

それから、この条例の中で、やはり飼料米を多く作付けするために、やっぱり多収を目的、あるいは低コストであるということで、各 J A 単位に一応面積が増えたのを条件に補助金をやっておられます。阿蘇 J A についても 260 万円程度お金を県から配布をされ、その中で展示圃とかでいろんなそういう実験をしながら多収に向けてやっていくというようなことで、

今JAも動いておりますので、そういった中でももう少し条件がよくなるような形になるかと思っています。また、私たちもせっかく県のこの条例がございますので、やっぱりWCSも一緒ですけど、やっぱり水源涵養という意味では十分貢献をしておりますので、これまで以上に要望していきたいと思っています。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） ありがとうございます。今、申し上げましたように、生産調整がうまくいく、減反が予定どおり推進されるということで、そのことによって米価が安定していくというのが今現状でありますので、その辺を踏まえた上で農政課のほうではよろしく対応をお願いしたいと思います。

12時になりましたので、手短にいきます。

最後にですが、広域農道ですね、通称8m道路の安全対策についてということでちょっとお伺いしたいと思いますけれども、広域農道もかなりの区間で整備がなされて、大変通行もしやすくなって、みんな喜んでいただいておりますけれども、その一方で通行する車も大変増えまして、事故の数も近年増えているんじゃないかと思っています。8月末だったと思うんですけども、残念なことに死亡事故も発生しました。私の知人で、近所の人だったんですけども、大変痛ましいことだと思っております。その事故現場を見ますと、広域農道と交差する交差点だったんですけども、そこにとまれの標識もないんですね、停止線もありませんでした。そういった形で、大変危険な場所があるんじゃないかと思うんですけども。

そこで、ちょっと質問ですけれども、広域農道と交差する道路、一般に舗装してある道路ですね、そういった数がどれぐらいあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 私がここにありますので、農政分野について説明をさせていただきます。

一応、広域農道については第1期と第2期で分けてしてはいますが、一応第1期の部分だけで報告させていただきます。第1期につきましては、赤水線から内牧停車場線までの部分であります。大体舗装の部分で交差する部分が36カ所ございます。その中で停止線があるのが32カ所、それから停止標識があるのが19カ所ということでございます。それから、いろんなスピード標識、追い越し禁止とか、そういう部分についてもすべてそれぞれございますが、あくまでも農政分野については農業の事業ということで、本線については農耕用の部分の表示はしてはいますが、やはり隣接する農道の部分のそういう停止線とか、そういった分については、やはり最終的には農政分野じゃございません。公安委員会の中でやるということですので、事業でそういった設置はしないということでございます。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） 舗装してある道路が36カ所ということでありますけれども、集落から広域農道につながっている道路、かなりの本数があると思うんですけども、そういったところにも止まれの標識も停止線もないようなところも見受けられるわけですけども、そういったところだけでも止まれの標識なり、停止線、そういったものは設置をお願いしたい

と思うんですけど。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 広域農道につながる集落からの支線に止まれの標識であるとか、停止線を設けていただきたいというなお話であります。規制に関するものとして、停止線を設け止まれの標識を立てる、規制看板でありますとか、横断歩道とかは、すべて熊本県の公安委員会、そちらのほうを担当しております。市のほうでここに停止線を引きます、止まれの看板を付けますということは一切できないような状況にあります。御要望がありましたので、市から要望として話はしていきますが、県の公安委員会も熊本県全体を見ただ中で、やっぱり通行量が非常に多いところ、事故の発生率の多いところ、危険箇所から順次どんどんやっていきますので、なかなか現実的には厳しいような状況にあります。要望は続けてまいりますし、市としてできることとして停止指導線というのが、何ら規制する線ではありませんけれども、目安としてこの辺で止まってください、停止指導線というのがありますので、そういったものができるかを関係課あたりとも協議をして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） その辺は、公安委員会とも話されて、一生懸命頑張って、なるべく設置していただいて、また重大な事故が起きないようにやっていただきたいと思います。

最後に、また広域農道の部分なんですけれども、農耕車両というのが、農繁期になりまして大変通行量も多いわけなんですけれども、農耕車両への注意喚起ということでお願いしたいんですけど、広域農道の赤水から成川までの間には、農耕車に注意という看板が四、五カ所あるわけなんですけれども、212号線から坂梨までの間には、1カ所もなかったような気がするんですけども、その辺はどのように考えられておりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 御質問の区間につきましては、国道212号線から別府一の宮線までにおいては、道尻から小野田町の区間を除きまして市道区間ということで建設課のほうで幹線道路として整備をいたしております。市道になりますので、一応道路の利用の観点から、通行の優先順位を決めるということではできません。農耕車優先という形はなかなか表示ができないということですね。しかしながら、通行量、通行車両によりまして、農耕車に危険が及ぶ恐れもございますので、今後地域の意見を聞きながら、必要であれば注意を喚起するような看板の設置も今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君。

○1番（立石昭夫君） 農耕車両が、今、稲刈りが始まって大変通行量も多くて危険が予測されるわけなんですけれども、その辺よろしく願いしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 立石昭夫君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。午前中の会議をとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番議員、谷崎です。

午後からの一般質問を通告書に従い始めたいと思います。

それでは、早速、質問に移ります。

今回は、いこいの村の件についてですが、先日、6 月にいこいの村のことについてアグリスクエアさんから御説明がありました。そういった内容も含め、あれから 2 カ月経っております。そういったところで質問をしていきたいと思います。

それでは、1 番目の 7 月までの資金調達の目処についてということで、このことについてお伺いします。先日、6 月の説明会では、7 月まで資金調達の目処が立つという話でしたが、その後、7 月に立ったという話は聞いておりませんが、どうなっていますでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の資金調達の御質問でございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、先般の 6 月定例会の全員協議会におきまして、資金調達面でございますとか、施設の不具合等々につきまして、経過報告をアグリスクエアさんのほうから細かく御説明をいただいております。基本的には、全協のほうでは 7 月を目処にというふうな形で御説明いただいておりますけれども、現在のところ、最終段階に入っているというふうなことで聞いてございますけれども、最終的にはまだ目処に至っていないというふうな状況でございます。

なお、細かい資金計画の部分につきましては、基本的には阿蘇市が一切経営に関与しないというふうな状況でございますので、民間企業の行う資金調達でございますので、御質問につきましては差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 7 月までに目処を立てて、来年の 7 月オープンだったですかね、8 月オープンだったですかね。とにかく来年度からオープンするというので、遅ければそれだけ工事とかタイトになっていくと思いますので、早くやっていただきたいと思いますし、このことについては地域住民の方が非常に興味をもっておられて、会う人会う人どうなっているんだということをお聞きします。そういった意味では、資金調達の目処が立ちましたとか、立った時点で教えていただくと助かるんですけど、そういったことはできますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 前回の全協でもお話ししたとおり、目処がつき次第、また議員の皆さまのほうに御説明をさせていただく場を設けさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） 高額のために、その資金の中で６次産業化ファンド資金とか、農林業成長産業化支援機構による融資とかありましたけど、これについては簡単な説明はお願いできますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 冒頭申し上げましたとおり、民間企業さんの資金調達の問題でございますので、全協のほうでは若干触れさせていただきましたけれども、今、審査中というふうなことで伺ってございます。そういったその審査の内容に、状況に影響もかねますので、回答については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） 一般的な商品ということであれば、商品説明はできると思うんですが、できないということであれば、それで構いません。

あと、銀行から借りるときには、決裁が下るときに普通は担保とかいろいろ必要になってくるんですけど、いこいの村が担保に入ったりとかすることはないですね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今回は、いこいの村施設の改修の部分、それから新しい６次産業化の取り組みについての資金調達でございます。基本的にどの物件を担保にされるかというふうな部分も、現在審査の過程上、非常に影響するというふうなところでもございますので、こちらのほうも差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） いや、ただそのいこいの村自体は阿蘇市の資産なので、いろいろあるときは議会も通してもらえないかんし、相談はしていただけないと思いますので、それはちょっと心に止めといておいていただきたいと思うんですけど、何か。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 担保物件というふうな御質問でございますけれども、基本的には市の財産でございますので、アグリスクエアさんの持ち物ではございません。従いまして、担保物件については現在のところは設定ができないというふうに考えてございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） では、次、２番目に移ります。いこいの村の建設から今日までの歴史と経過と大きく書いておりますけど、要は時系列の整理なんですけど、先日６月にこの説明会があったときのこの表ですね。これをちょっと補足するだけなんですけれども、課長のほうには私が作った表が渡してありますので、それについて少しお聞きます。

まず、昭和５９年４月２８日にいこいの村が建設されて、雇用促進事業団で始まっております。このときの経営者というのは、第三セクターみたいな形で財団法人のいこいの村ということによろしいんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問でございます。昭和 59 年 4 月にいこいの村のほうが供用開始されてございまして、基本的にいこいの村施設を動かしていく団体というふうなことで、同年 59 年 1 月に財団法人阿蘇勤労者いこいの村が設立をされてございます。その後、施設のほうが整備されまして、財団法人のほうが運営をされておったというようなところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） その後、阿蘇町と共同といいますか、阿蘇町も一緒にやりながら経営していったと思うんですが、阿蘇市誕生が平成 17 年 2 月 11 日になりますけど、その前に阿蘇町のほうでボイラーとか配管について全部入れ替えているということを聞いておりますが、それは何年度か分かりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 財団法人の運営期間中にボイラーの入れ替えという御質問でございますけれども、当時の財団法人の運営というふうなことでございますので、入れ替えについては把握をいたしてございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 把握していないということですか。そうですか。私が聞いたことでは、阿蘇市に合併する前に、阿蘇町のほうで 1 億円ぐらいかけて、配管とボイラーと入れ替えたとか担当者のほうから聞いておりますが、それはちょっと調べておいていただいていいですか。これが結局、ボイラーとか配管がどのくらい老朽化したかという問題につながってきますので、よろしくお願いいたします。

そして、阿蘇市から財団法人に移行して、財団法人といいますか、財団法人がやっていたのが 25 年の 10 月 1 日にアグリスクエアさんに経営が譲渡されたということですね。その後、10 月 11 日に阿蘇市が施設の不良箇所を調査されております。これはそのまま普通にしたんだと思うんですが、その次にこのアグリスクエアさんのその報告によると、26 年 1 月、明けて 1 月に 1 階事務所前のトイレの真下、給湯管が腐食してお湯漏れをして、いろいろとあったと書いてありますが、これについては市のほうへの報告とか確認作業とかはされましたでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 施設の不具合状況につきましては、前回の 6 月の全員協議会のほうで資料をお配りいたしまして、御説明をさせていただいておりますけれども、市のほうに対して書面にて事故の、不具合状況の報告といたしまして、本年 4 月でございますけれども、3 つの不具合、事故の発生状況につきまして報告をいただいているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） では、要は 26 年 1 月にあったり、26 年 8 月にいろんな大量の水漏れがあったりしていますけど、それについてはそのときの報告とか、そのときの検査は行っ

ていないということですかね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 細かい部分の不具合と申しましょうか、軽微な部分については、当然ながら施設の賃貸借契約書上、条項上、借り主のほうで補修・修理をするというふうな取り決めでございまして、今回のような大きな分については、口頭では事故の報告等は受けてございますけれども、書面といたしましてが、先ほど申しました本年4月に文書化して報告をいただいているというような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） しつこくて申し訳ないんですけど、ちょっと確認のためにもう一回聞きます。26年1月の給湯管の腐食とかお湯漏れについては、報告は受けてないし、課長から部長への報告書とか上がったとか、そういったものないわけですよね。そして、26年の8月の配管が折れて大量の水が流れた、このことについては口頭で聞いただけということでよろしいのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今おっしゃいますとおり、昨年、26年8月について、非常に大きな不具合が発生したというふうなことでございますけれども、口頭にてアグリスクエアのほうから報告をいただいているような状況でございます。当時、書面にて報告をいただいているわけではございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） しつこいようで申し訳ないんですけど、じゃあそのときに確認とかは行かれたんですよね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 確認については、担当のほうで確認をさせていただいておりますけれども、基本的な不具合の補修・修繕につきましてが、先ほど申しましたとおり、賃貸借契約書に則った形での部分でございますので、基本的には借り主のほうで負担していただくというような形でやっていただいております。確認のほうはさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 基本的には大家さんですから、いろいろ不具合があったときは見に行っておけるのが普通だと思うし、やっぱりその状況を確認しないといけないとは思ってますよね。この確認した内容について、上司といいますか、部長、課長、担当者から、部長、課長に対して、報告書とかは上がっていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今のは先方のアグリスクエアのほうから書面的な報告というふうなことでございましょうか。はい。基本的に担当のほうで確認をさせていただいておりますけれども、文書にて報告的なものについてはなかったというふうなことで思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） こういったのは、事実関係とかが時間が経つと記憶が曖昧になったりとか、言った言わないじゃないですけど、状況が変わったり、分からなかったりしますので、確認に行ったときは必ず文書にして報告書を書いて、上司といいますか、部長、課長にも見せていただくということをしていただきたいと思いますと思うんですが、それは今後もお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今おっしゃいましたとおり、事故の報告を受けまして、当然、大家となります阿蘇市のほうが確認するというふうなことでございますけれども、基本的には賃貸借契約に則った形での部分でもございますし、今回のような、昨年8月のような大きな分については、当然、今後とも議員おっしゃいますとおり、文書等々で書類のほうを残してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） そこのところはきちんとしておいていただかないと、逆に隠れた瑕疵というふうなことが契約書にも書いてありますけど、場合によっては阿蘇市が訴えられかねない問題にもなってきますので、そこはきちんとしとかんといかんですよ。だから、記録としてはちゃんと残しとかんといかんと、そういうふうに思います。

では、次の問題として、この配管のことが結局はきっかけで休館にいたったというふうに私は認識しておりますが、もう一つ、雇用者が辞められていますよね。だいたいアグリスクエアさんに移ったときに、職員が何人おられて、この配管事故があったのが8月ですが、その前の1月のときが何人ぐらい職員がおられて、そして8月の頃、職員が何人ぐらいおられたか、それは通告して言ってたから分かると思うんですけど、お答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 日付をちょっともう一度よろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 移行時の10月1日、要は移行時のときと、年明けてからの1月の頃、それと配管事故があったときの8月の頃。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） いこいの村施設の運営にあたられました従業員さんの数というふうなことでございますけれども、平成25年9月までが財団法人いこいの村さんのほうで管理運営というふうなことでございますけれども、その時点の経営移譲する際に、市のほうに報告があつておる数字といたしまして、これは9月末時点の従業員数でございますけれども、総数45名というふうなことで報告を受けてございます。内訳といたしまして、正職員が16名、パート職員さんが9名、臨時職員さんが20名ほどというふうなことで報告を受けております。年明けまして26年1月についてが、こちらのほうが経営移譲後の阿蘇アグリスクエアの職員と、アグリスクエアの職員というより、いこいの村ビューというふうな、アグリスクエアの子会社というふうな形でございますけれども、いこいの村を動かしていく

100%の子会社というふうな職員でございますけれども、こちらのほうの報告といたしまして、25年10月現在でございます。経営移譲時点での数字ということで、49名というふうなことで伺ってございます。25年10月1日時点、経営移譲開始日でございます。

明けて26年1月現在の数字というふうなことでございますけれども、経営移譲後についての数字については、現在のところ、この時期での数字については把握をいたしてございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 1月が把握できていないということは、8月も把握できていないということですね。他の会社だからということですけど、できれば調べておいてほしかったなと思うんですが、次に移ります。

3番目の備品の引き継ぎ、その他引き継ぎについてということですが、引き継ぎリストはあるのか、あると聞いているんですけど、ありますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 備品の引き継ぎについての御質問でございますけれども、基本的には備品の引き継ぎについてが経営移譲前の財団法人、それから株式会社阿蘇アグリスクエアとの間に行われたことでございますので、阿蘇市としてはちょっとお答えする立場にないというふうに理解してございます。

リストについては、実際、市のほうに写しの報告は受けてございますけれども、リストの公表については差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） リストの提出はできるかというのは次の質問ですけど、できないということを先に言われましたので、それは省きますが、どっちにしろ財団法人のときも、市の指導の下にあったというと語弊がありますが、一緒にやっていたわけですから、ある程度責任持ってやっておられたと思います。そこで、いこいの村ビューのほうに移って、備品が販売されていたわけですね。それに対して住民の方から疑問が上がっていますので、その経緯について、少し釈明なり、説明なり、お願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 備品の一部売買の事例があったというふうな御質問でございますけれども、基本的に経営移譲前に売買契約を財団法人と阿蘇アグリスクエアさんのほうで売買契約をいたしまして、所有権が完璧に阿蘇アグリスクエアのほうに移ってございます。従いまして、所有権移転後は、当然ながら、阿蘇アグリスクエアさんの範疇で処分なり、買い換えなり等については、そのへんはできるかなというふうなことではございまして、事例については市として把握をしていないというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 市としては把握していないということですが、昔からのいこいの村の経緯からいったときに、昔の議員の方々もあそこに何があった、これがあったとか、いろいろ言われる方もおられますので、それもちょうとお聞きしたいと思いますが、高級な絵画

があったというふうに2、3人の議員の方から聞いたんですが、先輩議員からですね。それについてもリストには載っていない、いや、それともありますでしょうか。どうなっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 経営移譲前の財団の所有物でございますけれども、車両なり、マイクロ等もございましたけれども、高価なそういう絵画があったかどうかについては、リストのほうで確認すれば分かるというふうに思っておりますけれども、基本的にはアグリスクエアさんの所有に至ったというふうなことでございますので、売買契約が実際行われてございます。対価の支払いも行われている関係上、そちらのほうについて何ら市のほうから関与する余地はないかというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） そういう話になると、ちょっと難しい話になりますが、高級な絵画があったとして、それが正当な価格で売買されたのか、備品としてアグリスクエアさんに売り渡されているとしたら、それを誰か監査して見る人がいないといけませんよね。監査された方はどなたということになるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 分かる範囲でお答えしたいと思います。経営移譲前にそれぞれ財団法人、それから阿蘇いこいの村のほうで、各々見積書を付き合わせまして、それぞれ見積書のほうを取っております。当然ながら、それぞれ評価といったものをさしてございまして、最終的には両者の折り合いの中で売買単価というのが定められたというふうに聞き及んでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、備品はそういうことで売り渡しがあったということで、絵のほうもちょっと行ってみないと分からないんですけど、あるかどうか見てみないと分からないということですね。

もう一つの大きな問題として、配管図があったというふうに、特にボイラーの入れ替えが16年度ぐらいにあっているらしいんですが、そのときの担当者あたりが、配管図はそのときから事務所のところに置いてあったと言うんですけど、前回の説明会のときには配管図がなくて、全部布設替えせんといかんという話で、7,000万円という金額が出ていましたが、その引き渡しリストの中には配管図というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 冒頭、ボイラーの平成16年あたりに配管を含めて入替があったというふうな御質問でございますけど、ちょっと私の範疇で理解していないというふうなことでございまして、書類的には後ほどまた御説明したいというふうに思っております。

今、御質問がございました配管図がないというふうな御質問でございますけれども、配管図については、現在、存在をいたしてございます。基本的には浴室を財団法人運営時に、浴

室を増築をされてございます。そのときの図面も含めて配管図については残ってございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 私が聞いた理解では、配管図がないから、配管、ボイラー、すべて換えないといけないから、7,000万円かかるから新しい融資を受けてやらないといけない。その間は修繕できないから、休館しないといけないというふうに理解していましたが、そうではなかったんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 一応休館の主な理由につきまして、不具合によって利用者の方々の安全が確保できないというのが一番の理由でございまして、基本的にはリニューアルについては、6月の全員協議会でも御説明いたしましたけれども、資金調達の目途がまだ立っていないというふうな状況でリニューアルに至っていないというところの部分でございまして、ボイラーの配管図がないことによる再開ができないというふうな理由ではないというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 今の配管図の話でございしますが、基本的に今ちょっと探し当てていないのが構造図というやつでございまして、躯体の構造を示すもので、通常であれば、あれだけの物件でございしますので、当然あるべきものでございしますが、そのへんのところがその分だけ欠落しているということです。今、関係のところを全部回っているところでございまして、実際、財団からの売り渡しの時点も、当然、それは添付するというので、当然、通常考えればあるはずでございしますが、そここのところがないためにいろんな配管にしる動かせないということで、ですから基本は構造図のほうでございします。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 話が分かりづらくて、ちょっとあれなんです、私は配管図があって、修理できれば修理して、休館じゃなくて経営を続けられたほうが、今までの修学旅行も含めた予約のお客さまもおられるし、ずっと愛着をもっていこいの村に来ていただいているお客さんもおられる地域もあるので、黒川地域としてもいろんな関わり合いがあったので、続けてほしかったなと。部分的に悪いところだけ修理すればよかったんじゃないかと、そのように思います。

ボイラーの入れ替えが必要という判断も含めて、ちょっと今度は4番のボイラー担当者の引き継ぎについてに移りますが、何年頃、何月何日頃、誰がボイラーの担当者だったかということについては調べはついていそうですでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 当時のボイラーの担当者の引き継ぎというふうな御質問でございすけれども、何年何月、それから誰がというふうな御質問だと思いますけれども、基本的には担当者については経営移譲後においても引き続き財団からの継続雇用がされているというふうなことで、ボイラー技士さんで管理されているというふうに関及んでございます。しかし、社員さんの個人名でございすとか、そういったものについては差し控えさ

せていただきたいということです。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 他の会社でありますから、いろいろ公表できないとか、分からないということは当然だと思います。それで、課長がお答えできないのはあれなので、私が代わって少し話します。一応、阿蘇町のときはOさんだったらしいです。いこいの村、その後、Nさんがされて、アグリスクエアさんが引き継いだときにはMさんがされてて、そしてその方が辞められた後、ボイラーを監督する責任者がいなかった時期があるみたいです。要は違反ということですけど、それをされていて2月ぐらいに、なぜか労働基準監督署のボイラーの点検が通ったという話も聞いております。これもまだ労働基準監督署に調べに行っていないから、確実なところは分かりませんが、そのときの責任者が誰だったのか、私は市としては把握する必要があると思います。なぜかといえば、このことが問題になって休館していますし、このことが問題となって、ひょっとしたら破損が起きているかもしれないので、ボイラーに詳しい方にしてみれば、どこで何が起きているか、いつもランプが点くらしいです。そして、配管図があって、その配管図を見て、悪いところのバルブを閉めたりとか、悪いところの対応をしたりするらしいです。ところが、始まった当初から配管図がないということだったら、ボイラーの管理ができなかったということになりますので、その中で運営していて、ボイラーの破損と腐食があって休館になったということになると、非常にこれは問題だと思います。そういうところで、市として、実はこの管理者がいないときに、以前の部長に言いました、私は。管理者がいないという話だから、ちゃんと置いてくれという話と、確認に行ったほうがいいんじゃないかという話は、個人的にはしたんですが、その後、市のほうとして確認とかいったことはありますか。記録とか残っていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その分の記録は残っていないと思いますし、当然、ボイラー技士さんておるものでございますし、思っております、そのへんは確認はしておりますが、議員さんがおっしゃるようなことであれば、またあちらのほうにも確認してみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 執行部の皆さんにお願いします。施設の関係で、雨音で声が聞き取れません。マイクを上手にを使って、ゆっくり御発言をお願いしたいと思います。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） これは相手方をあまり悪く言ってもいけないんですけど、市としては、そういう問い合わせがあれば、きちんと確認に行つて、確認すべき内容ですので、さっきの破損の件での確認も含めて、確認を怠っていたと言われても仕方がないと思います。そういった意味で、今からでも確認に行つて、その期間、きちんとボイラーの責任者がいたのか、労働基準監督署からのボイラーの点検のときに誰の責任者の名前でやったのか、ボイラーの年数はいつか、そういったのも含めて、そしてそれらを総合してボイラーごと換えんといかんのか、そういったのも確認していただきたいと思います。何かあれば。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 何分ややこしいことが、その経営そのものに移っているという時点と、その２月に検査があって合格しているという話も初めて聞いたんですけど、おらんかったら当然通らんなどは通常思いますけど、そのへんも対応されているようでございますので、そのへんのところは今後確認してみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） それで、ボイラーに詳しい方に言わせると、８月の水の大量漏れがあったときは、通常だったらバルブを閉めて水が流れないようにして点検するのが普通だと言われるんですよね。そういった意味で、修理を含めても、その日頃の管理にしても、非常に素人がされていたのではないかというふうな想像をしてしまうんですけども、そういったことが起きているならちょっと大変だなと思うんですが、そういったところも含めて確認をもう一度するということを言っていたきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今確認したいと思いますが、ただ現状、今アグリさんのほうも以前は旅館を経営されておりましたし、初めての方だったら分からない点もあろうかと思えば、当然、経験者ですから。それと、私個人的なことですが、ちょっとボイラーについて、僕は通常の沸かして使うボイラーと思ったら、水蒸気ということで、そのへんの特殊なことがあるかもしれませんが、議員おっしゃるように、そこは確認してみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○４番（谷崎利浩君） では、あと１０分ということで、ここらへんで終わりたいと思いますけれども、私はいこいの村が休館したのは非常に残念です。先ほど竹原議員から地域のことということで、いこいの村の話も出ましたが、やはり地域としては、いこいの村を核にして地域おこしを考えていた。周辺の商店街にしても結構な取り引きがありましたし、よその内牧の旅館にお客さんがスイングすればいいという話でも、黒川としては困る話でもあります。そこで仕事をされていた方も大半は辞められましたけど、それは雇用していくということは議会でも説明がありましたが、結果的には残念な結果になっているのも非常に残念に思います。そういった意味で、先ほど部長が言われましたように、旅館を経営されていて素人ではないというのは当然ですが、素人でないけれども、きちんとされているかどうかというのは、やっぱり貸している責任者として確認する必要があるし、結果的には休館ということになっていて、契約した後、動いてないわけですから、そういったところも非常に住民の方々は疑問に思っておられます。そういった意味でもう一度そういったことも調べ直して、ちゃんと、できれば一部修理して営業再開できるような、そういったことも含めて検査していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 基本的には、議員さんおっしゃるとおりだと思います。あとは、今度のいこいの村の件にしても、投資という部分が入っておりますし、それに対して、要するに借りるところがあれば貸すところがあるということで、貸すところもたいへん魅力的な提案ということで、銀行さんも入っていらっしゃるようでございますので、ですから新しい

形になっていくんじゃないかなと思います。今のはな阿蘇美にしてもそうですけど、今後、昨年になりました神楽苑にしても、やっぱり新しい流れの中で新しい経営を、手法なりやっていかないと、なかなか以前のやつでいけばいいんですけど、観光につきましても、すべてにおきましても、内容が変わりつつあるし、ニーズが変わるということで、ずっと当初のままいくというのは非常に難しい時代に来ておりますので、幸い遅れているようでございますが、銀行さんなり、ファンドさんなりが、興味を示していただく提案ができたということで、まだ市のほうといたしましては、賃借料の関係、あれが全く入ってこないとかいうならあれなんですけど、当然、市にお金を払うということは、入りがないと払うほうもたいへん困られますので、当然、あちらのほうも早めの買い換えを望んでおられると思いますし、その中でなるべく早い再開と、もう一個問題は、先ほど申しました構造図というのが、非常に以前は財団がやっていましたので、申請とかも官間のうちでできておりまして、非常に民間がするよりも緩かったとお聞きしておりますので、そのへんのところも早くクリアして、早い開催をやっていただきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 融資ができて成功すれば、経営者本人とも話したことがありますけど、ヨーロッパのセレブとか、いろんなお金を持っている、桁の違うお金を持った方々が来る可能性も出てきますので、私もそういう意味では非常に希望をもっております。ですから、きちんと問題なくやっていくことができるように今後ともよろしく願いいたします。

では、何もないければ、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君の一般質問が終了しました。

続きまして、5番、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番議員、園田でございます。

雨の音も少し弱まったようでございますけれども、少し大きな声で質問をさせていただきますと思います。

今回は、2点につきまして質問をさせていただきます。1点目が阿蘇医療センターの現状についてと、2点目が来年度に迫りました県民体育祭の71回大会についての質問をさせていただきます。

まず最初に、医療センターの現状についての質問をさせていただきます。現在の職員の数を9月1日現在を教えてくださいたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れさまです。昨日は、園田議員をはじめ、議員各位におかれましては、議会開会中のたいへん御多忙の中に病院のほうまで足を運んでいただきまして、病院長のお話を聞いていただきまして、たいへんありがとうございました。

今お尋ねがありました9月1日現在の職員数ということで、職種はすべて申し上げたがよろしいでしょうか。はい。常勤職員と非常勤職員と居ます。まず医師です。常勤9名、非常

勤 18 名、薬剤師が常勤 2 名、非常勤はおりません。看護師が常勤 72 名、非常勤が 14 名、ほかの医療技術者も職種ごとに言ったがいいですか。臨床検査技師が常勤 6 名、非常勤が 1 名、診療放射線技師が常勤 5 名、非常勤はおりません。管理栄養士が常勤 2 名、非常勤が 1 名、リハビリ室は理学療法士が常勤 6 名、非常勤 0、作業療法士が常勤 3 名、非常勤 0、言語療法士、言語聴覚士ともいいますが、常勤 2 名、非常勤 0 ということで、リハビリ室の常勤が 11 名、あとこういった資格を持たない補助者として非常勤が 1 名おります。臨床工学室の臨床工学技士が常勤が 2 名、非常勤はおりません。透析室の臨床工学技師が常勤が 2 名、非常勤が 0、以上が医療職になりまして、常勤の合計数が 111 名、非常勤が 35 名。事務のほうになりますが、一般の事務職が常勤が 12 名、非常勤が 2 名、社会福祉士としてメディカルソーシャルワーカーという職種なんです、常勤が 3 名、非常勤が 0、ボイラー技士、エネルギーセンターの職員といたしまして、常勤が 2 名、非常勤が 1 名、事務のほうの職員につきましては、常勤が 17 名、非常勤が 3 名ということでやっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） これは事務局長、また小さく書いたやつを何か、議会が終わった後でもよろしいので、資料としていただきたいと思っております。

ちょっと看護師についてお聞きしたいんですけど、非常勤の方が 14 名ということですけども、准看護師の方はいらっしゃる、いらっしゃる、いませんか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 准看護師は、正職の中では 2 名でございます。非常勤のほうは、申し訳ございません、ちょっと把握しておりません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 何か准看護師さんを採用しないというような、何か決まりみたいなものがありますか、医療センターのほうには。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 以前は、准看護師、看護師を問わず、採用しておりましたが、25 年度の募集から正看の資格を持った方のみ正職として採用するということでさせていただいております。別に准看の方が悪いということではございませんで、ただより高度な看護を提供するということで、申し訳ございませんが、正職の募集に関しては正看の有資格者ということで募集をかけさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 昨日の甲斐先生の説明でも、医師をやはり 1 人連れてくるのは大変な労力があるというふうな話でしたけれども、どうしても市民の方々は整形外科の先生がどうしても欲しいですねという話をよく聞きます。熊本県全体でもこの整形外科の先生が不足しているとか、そういう現状がありますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 整形外科のドクターの状況は、詳細のところ

までは把握しておりませんが、いわゆる県内にも整形が御専門の病院がございまして、当然、整形外科の専門医の先生は、そちらのほうが先生の業務の内容としてもそちらに就職されることが強いと思います。なので、うちあたりの病院の中で整形外科の先生ということになりますと、以前はいらっしゃいましたが、現在はいらっしゃいませんので、非常勤の先生で対応いただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今、リハビリの熊大から来られている西先生ですかね、たいへん評判がよくて、リハビリは非常にいいというふうな話も聞いております。間違えましたかね、お名前。すみません。間違えました。このリハビリの先生が非常にいいということで伺っております。どうしてもやはり高齢者の方々が腰が痛いとか、足が痛いとかというと、どうしてもやっぱり整形に掛かる患者さんが多いと思いますので、甲斐先生が言われたように、たいへん1名の先生を連れて来るのも、大変だという話はされておりましたけれども、何とか一日も早く、やはり整形の先生は何とか、もちろん頑張っているとは思いますが、お願いしたいなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 本当に医師不足で医師確保という中でも、特に整形外科、リハビリテーション科の先生が切望されております。これは患者様はもちろんなんですが、病院といたしましても、それこそ経営も含めて、いわゆる整形外科の専門医の先生が常勤として1人居ていただいたらということで、それは切実な思いでございます。

ちなみに、先ほどちょっと、西先生は初期の頃、来ていただいていた先生で、今は同じ女医の先生なんですが、大串先生ということで、熊大のリハビリテーション科の医局に所属されている先生でございますが、水曜日に1日来ていただいております。あともう1人、金曜日に整形外科の湯上先生という先生に来ていただいておりますが、後ほどお話が出るかもしれませんが、今、いわゆる整形で受診されたいという御希望で、そういういい評判も聞いていただいて、ぜひそれならちょっと診てもらおうかということで、せっかく来ていただいた患者様が、不幸にも非常勤の先生が水曜日と金曜日だけということで、いわゆる一回入られて予約をされたら、次からは受診がかなり一回その枠に入れば受診しやすくなるんですが、初診の患者様については、今がだいたい1時間当たり、お一人10分を前提にしまして、6人分の枠を取っております。当然、診療時間は6時間ですので $6 \times 6 = 36$ 人と。ただ、予約の患者様だけでもそれをオーバーしております。先生方には昼食時間も削っていただきながら、今対応していただいておりますが、要は予約の患者様をさばくので精いっぱい、なかなか急患でない限りは初診の患者様を入れづらいという、そこがまた今、患者様にとってはちょっと御不満の上がっているところでございます。

ちなみに、もう当然ですが、熊本大学のそういったリハビリテーション科とか整形外科とか、いわゆる医局人事としての派遣依頼は以前からお願いしておりましたが、なかなかそれも今のところ叶っていないということでございまして、含めてちょっと募集のこともついでに話をさせていただきたいと思いますが、今のところ、医師については熊本県のドクターバ

ンクに求人登録と、病院のホームページに医師募集要項掲載、ハローワークに求人申込み、これは全国の組織になりますが、自治体病院診療所医師求人求職支援センターに求人登録と、先ほど申し上げましたように、熊本大学医学部附属病院の医局のほうに医師派遣のお願い、あとは病院事業管理者の甲斐先生のほうが個人的に動いていただいて、医師確保に努めているというような現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 医師確保に向けて、皆さん方が力を結集してやられているのは分かりました。

それでは、続きまして次の看護師のスキルアップ研修制度についてお話を聞きたいと思います。これはタイムリーに昨日、医療センターに足を運んだときに、こういう資料をいただきました。認定看護管理者サードレベルに合格というところで、看護師長が1人合格をされております。それと、がん化学療法認定看護師に1人合格をされております。この認定看護管理者のサードレベルというのは、やはり3段階の一番上の段階の合格というところで、たいへん優秀な看護師長さんだと思っておりますが、この通告書に書いている3つのこういう制度はどういうふうな形で医療センターのほうには取り入れられていますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今お尋ねの、本当昨日見ていただいて有難かったんですが、病院の広報紙のほうに掲載をさせていただいて、各医療機関のほうにはお配りをさせていただいて、こういった優秀な看護師がうちの病院にはいるよということで告知をさせていただいているようなものでございますが、御承知のとおり、医療の高度化とか専門化が進む中で、勤務する看護師が専門教育を受け、資格を取得するということにつきましては、本人のスキルアップはもとより、病院にとりましても看護環境の向上、患者サービスというものにつながりまして、更にそういった資格を取った優秀な看護師が指導者として、ほかの看護師の教育に従事するということで、病院全体の看護水準の底上げも期待できるということで推奨しております。いわゆる資格を取るのには費用がかかるということでございますので、当然、個人の資格にはなるものの、病院のいわゆる加算も含めて、経営にも貢献していただくということで、先ほど申し上げましたような、教育にも貢献していただくということで、財政的な支援も含めて、また資格取得にはいわゆる公務出張扱いとして出で行っていただいているということでございます。ちなみに、通告の中で専門看護師という名称の部分でしたが、それにつきましてはいわゆる看護協会の資格を受ける受験要件が、看護系大学院修士課程修了者ということで、さすがにそういう御経歴の方はいませんので、今のところ、うちには取得者はおりません。

次に、認定看護師が先ほど御紹介いただきました、がん化学療法認定看護師というのが、師長が1人、今回取得してまいりましたが、あと1人、感染管理という認定看護師がおります。この2人につきましては、諸々の受験要件がありますが、一番メインのものでいいますと、看護の授業がある大学に半年間勉強に行っていたいただいて、がんの方は久留米大学だったんですが、その大学に半年間通学していただいて、そこでそういった教育課程を修了した後、

日本看護協会の試験を受けていただいて合格していただくということで、今その認定看護師が2人ですね。

先ほど申されましたサードレベルなんですけど、これもおっしゃっていただいたとおり、ファーストレベルから始まりまして、セカンドレベル、サードレベルということで、これは認定資格ではございませんが、当然必要なもので、それぞれの段階でこれも大学のほうにやはり1カ月間ほど通学していただいて、そういった教育を受けていただくということで、一応サードレベルまでいきました修了者は今現在お一人なんですけど、セカンドレベルで3名、ファーストレベルで5名ということで、それだけその段階にいる看護師が今おります。すごくそういった看護師の資格取得は今後も推奨していきたいと思っておりますし、またそれは病院にそういった専門看護師が増えることは、とても病院にとってもいいことじゃないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 専門看護師については、だいたい11分野で、日本で今1,466名の方が取得されています。認定看護師はだいたい21分野で1万4,000人ぐらいの方が取得されておりまして、認定看護管理者になりますと2,300人というふうに、たいへん減ってきてはおりますけれども、それでは現在、医療センターの中では、今、事務局長が言われた方が取得をされているということですね。はい、わかりました。

今、少しお金のことも出てきましたけれども、熊本県の看護協会では認定看護師等養成研修受講費補助事業というようなものが出ているようでございます。1人当たりがだいたい76万円以内、これが2分の1の補助で出ていると。そしてまた、これで先ほど言われましたように、大学に行っている間に、この代替えの職員も120万円以内、これが2分の1補助ですけれども、こういう事業が熊本県の方でも用意されているということは御存じですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） もちろん承知しておりまして、利用できるものは何でも利用しようということで、ちなみに認定看護師の方たちの取得に際しては補助事業としてやらせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この3つの資格、だいたい金額的にはどのくらいの費用がかかりますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） それぞれに、まだ専門看護師は対象者がいませんので、そこはまだ出ておりません。認定看護師は、先ほど申し上げましたように、6カ月の大学の通学というのが必要になりまして、ちなみに久留米大学と、もう一人の方は北里大学だったんですが、当然そこに滞在をしなければなりませんので、滞在費用も必要になりますし、そこに行くまでの交通費も必要になります。そういう諸々が総額の事業費になりまして、病院のほうではその一定額を援助させていただくということになります。同じく、認定看護管理者も、1カ月の大学の通学が必要ですので、ただこれにつきましては県立大学

で受講できますので、熊本市内の方であれば、当然、滞在費、宿泊費の必要はございませんし、阿蘇の方でも通学をしていただくという形で、なので総額費用はちょっと今のところは数字を持ってきておりませんので申し訳ございません。また後ほど報告したいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 医療センターの機械その他も、昨日も甲斐院長が言われていましたように、最先端のものが用意してあるというところで、今後こういう取得を目指す看護師さんたちが、その条件を満たしたときに、私も受けてみたいというようなことがございましたら、病院としてはどうぞというふうな感じになりますでしょうか。事務局長、どうですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 先ほどと重複しますが、病院としても看護、患者サービス、あくまでも患者サービスの向上ということで、看護師の底上げということがありますので、実際は看護師の数も充足しているわけではございませんので、長期間、要はマンパワーとしまして派遣することは非常に厳しいのは現実です。ただ、それよりもやはり将来を見越して、そういった勉学の意欲もないと、ただ病院が資格を取ってこいとか言っても、これはあくまでも本人がそういった意欲も必要でございますので、やはり御自分のスキルアップを前提にして病院への貢献まで考えていただいていると思うんですが、そういったことで意欲のある方につきましては、当然、看護部の中でも配置をいろいろ工夫しながら、できるだけではなくて、必ずそういった資格取得に出れるような体制づくりをバックアップしながら、病院としても財政的な支援をしてあげながら推奨していくということは変わっておりません。また、これは院長の方針でもございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 心強いお言葉をいただいたと思います。皆さん方がしっかりバックアップされて、こういうスキルアップの看護師さんたちを出していただきたいなと思います。

ちょっと最初に戻りますけれども、事務局長、医師と看護師の数については、例えば目標値みたいな、120床のベッド数ですけれども、だいたいどのくらいまで人員を増やしたいなというふうにお考えですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 以前、策定されました病院の基本計画というのがございます。新病院を見越しての計画であったんですが、その計画上の中では、常勤の医師が15名という目標値がございます。看護師については、常勤の看護師が86名、ちなみにこの場合の看護師の看護基準は10対1が基準になっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 分かりました。先生方もあと6名ほどというところで、今後も先生方の獲得にはしっかりと頑張っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして、昨日、この資料をいただいたわけですが、健康診断とか、人間ドックの案内を昨日いただきましたけれども、現在の現状といたしますか、個人でありますとか、企

業さんでありますとか、こういうところの健康診断の実績はどのようになっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） まず、事業所健診というのにつきましては、阿蘇市役所の職員さんですね、あと東京応化工業の職員さんが、事業所健診として健康診断を受けていただいております。人間ドックにつきましては、すみません、今何名来ていただいているのかというのは、把握しておりません。ちなみに、病院を開院いたしまして、当然、今後、予防医療ということで人間ドックにも取り組みをして、高度な医療機器もありますので、ぜひ検査を受けていただきたいということで、拡充を今しております。そういった中で、昨日御紹介があったように、先行しながら宿泊ドックに来ていただいた方も複数名いらっしゃっておりまして、今、現在進行形でこういったパンフレットの作成から始めてやらせていただいているということで、ただ受け入れはもう万全でございますので、いつ来ていただいてもちゃんと対応はできます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今、市の職員さん方も健診を受けていらっしゃるということですが、人間ドックあたりは日赤でありますとか、高野病院さんもありましたかね。市内で受けられる職員さん方が多いと思いますけれども、なるべく医療センターのほうにというふうにはいきませんか、事務局長。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 阿蘇市の職員さんも、もちろん議会の議員さん方も含めて、もちろんきちんとしたコマーシャルはたくさんさせていただきながら、たくさん来ていただけるように、今後しっかり宣伝させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 市の職員さんあたり、ざっくり何名ぐらいが健診を受けられている、もうざっくりでございます。いかがですか、事務局長。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） いわゆる人間ドックとしては、市の職員の方はまだ誰も来ていただいております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 去年の8月開院ですから、まだ1年でございます。今後、ドックのほうも市の職員さん方も、我々議員も、医療センターのほうにお世話になることがあると思いますけれども、そのときはよろしく願いいたします。

続きまして、院内学級と病児保育についての質問をさせていただきます。割と私の近親者のところで院内学級に市内まで行っている子どもがおります。今、熊大の中に熊本市立の藤園中学校というところから先生が派遣されまして、阿蘇中に在籍していますけれども、転校してそこで病気の治療をしながら勉強しているという子どもがいるんですけれども、なかなか親御さんがやはり市内までの通勤、仕事が終わってから行って世話をするとか、そういう

ことを見ていますと、この医療センターの中にというのはたいへん難しいところだとは思いますが、そういう院内学級というのは非常に無理だとは思いますが、事務局長、何かいい案がありますかね。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 院内学級につきましては、当然、うちだけの問題ではございませんで、当然、教育課のほうと連携を取り合いながら進めていかなければならないことだということで思っておりますが、ちなみに当然その院内学級の対象になる子ども様、児童生徒の方については、いわゆる特定の疾患とか疾病をお持ちの、ちょっと不幸にもそういったことで病院の療養生活を送らざるを得ないというような状況の方であると思います。今のところ、うちの阿蘇医療センターにつきましては、急性期の病院ということで、一般病床だけになっております。なおかつ、小児科の常勤は1人おりますが、なかなか小児科の子どもさんの入院に関しましては、非常になかなか難しいものがあるということで、救急の子ども様については入院はしていただいておりますが、いわゆるその同じ急性期でも、短期間が前提になっておりまして、それがちょっと長い期間入院が必要だという子ども様の入院は、今しておりません。

もう一つは、またそういったことで療養期といいますか、回復期とか長い期間入院が必要だという子ども様は、今入院はされておきませんので、院内学級ということになりますと、一応そういった方がまず対象になると思いますので、今の現状のうちの病院では、ちょっと無理ということになります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 実は、医療センターの小児科の橋山先生が、熊大のときの主治医だったんですけれども、こちら医療センターのほうに赴任されて、ああこれはよかったかと、今度は市内まで行かんでいいねという話をしておったんですけれども、やはりどうしても熊大のほうの院内学級でないとできないというところで、今の経緯になっているところがございます。たいへん難しい問題だとは思いますが、今後何か取り組めるところがあればお願いしたいなというふうに思いますし、すみません、教育課のほうでこういう生徒だとか、学童の子どもさんがいらっしゃるという数あたりは把握できていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 学童の数については、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） なかなか今、私たちの子どもの頃とは違って、身体づくりも変わってきているというか、こういう子どもさんの中にはいらっしゃるところで、何とかこういうのが教育委員会のほうでも、医療センターと連携を取って何かできればなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 御質問の院内学級につきましては、市の教育委員会として考え

ることが初めてのケースでございますので、ちょっといろいろ調べてみたんでございますが、明確な定義はございませんが、子どもさんの病気の状態から長期間病院に入院し、治療する必要がある子どもさんに対して必要な措置を行いながら授業を行っていくと、病院内に設けられた学級のことだということで、特別支援学級の一つになるということで、病弱、身体虚弱特別支援学級の一部がこれに当たっていくということになります。県内では、昭和33年から国立の療養所再春荘に西合志小学校、中学校の分校ということでつくられたのが最初というふうに聞いておりますけれども、現在は黒石原養護学校のほうから担任教諭が訪問しているということで、県内では国立病院、熊本医療センターですね、熊本市民病院、それから熊本中央病院、熊本赤十字病院、水俣市総合医療センターと、ここだけで院内学級に取り組まれている状況でございますが、御意見がありましたのは阿蘇医療センターに院内学級を設置をしていくということを検討した結果、次の2つの方法があるということで、一つは阿蘇市、若しくは阿蘇医療センターが新たに特別支援学級をつくる。これにつきましては、先ほど病院からもお話がありましたとおり、基本的には非常に難しいというふうに思います。二つ目は先ほど近隣の小中学校の分校という形での特別支援学級、病弱、身体虚弱の特別支援学級を新設するという形で病院のほうに先生が訪問していただくという形で、こちらの近接の小中学校にそういう学級を新設していくという場合につきましては、県の教育委員会に新設を申請して認められていかなくてもなりませんし、もう一つ、もし阿蘇医療センターに新設をするということを検討するためには、2つの点をもう一遍再調査しなければならないということで、一つは阿蘇医療センターに長期間入院治療中で、健康状態の回復・改善を図るための指導や各教科の指導を希望する児童生徒が何名いるのかということで、今、議員おっしゃられている方のほかにもまだいらっしゃるかもしれませんので、その数が1人じゃなくて複数名いらっしゃるかどうかということと、二つ目に院内学級に取り組むための病院内にスペース、教室等が確保できるかどうか、これらの調査を踏まえた上で特別な支援を要する児童生徒さんの状況、それから複数在籍されて、院内学級申請をしていくということであれば、阿蘇市教育委員会、市のほうでも就学指導委員会という審査会にかけて、その上で熊本県教育委員会に学級の新設ということを要望していく形になります。ただ、この院内学級の新設あるいは近接の小中学校に特別支援学級を新設をしていくということにつきましては、非常に個別の子どもさんの状況を詳しくまたお聞きしながら、どういう教育が一番いいのかというのを考えた上での取り組みになりますので、希望されるケースがあれば、個々の詳しい状況をまた個別に御相談していただきながら、検討させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 院内学級は市内のほうでもたいへん手厚く教育のほうもされているというところで、その子に関しては安堵しているところでございます。

個人情報等々がありますので、なかなかこういう話は表に出にくいところもありますので、そういうところの取り扱いはいっしょに管理されてやられてください。院内学級については、これで結構でございます。

続きまして、病児保育についてお聞きいたします。現在の阿蘇市内の状況はいかがになっていますでしょうか。手短にお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 病児・病後児保育ということで、阿蘇市病児・病後児保育事業というのが今年度からスタートしておりまして、福祉課のほうで事業を主管されて、その委託を受けて病院の中に保育室を設け、来月 10 月から受け入れを始めることになっております。病気の治療中、または回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育をできない場合ということで、その子ども様を一時的に預かりをさせていただくと、定員は 2 名でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） ありがとうございます。現在、共働きの世帯もたいへん多くて、一時的に今、朝出るときに子どもさんの熱を測って、少しでも熱が出ていると、保育園に連れてこないでくれというような話もあっておりますので、こういう病児保育もこれからは必要かなというふうに思っております。

続きまして、医療センターのホームページについて質問させていただきます。いろんな病院のホームページを開いてみるんですけども、どうも医療センターのホームページはたいへん空白の欄が多いような気がいたします。例えばこういう医療センターのこれは外来の診察スケジュールあたりのホームページなんですけれども、よそはここに空いているところに今日の、例えば何月何日の誰先生は変更になりましたので御迷惑をおかけしておりますとか、こういう書く欄がどの病院にも入っております。今こういうパソコン、スマホあたりで検索される方が非常に多いので、こういう空白の欄を何か使って、うまいこともう少し魅力あるホームページにしてもらいたいと思います。先ほど言われたように、看護師さんでも、医師の先生方も、一番最初にホームページをどういう病院だろうというふうに確認されるのがホームページだと思います。そういうところを見て、よその病院とちょっと比べてみると、もうちょっと工夫したほうがいいのではないかなというふうに、個人的に思っております。このホームページの作成だとか、更新、こういう頻度というのは、どういうふうな形になっていますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えをさせていただきたいと思います。

まさしく御指摘いただいたとおりでございます。反省しながら、今おっしゃっていただいたとおり、すごく皆さま方が見られます。即時性が要求されておりますが、ちょっとそれに対応できていないということですが、前のことを言うのもちょっと申し訳ないんですが、以前は病院の職員のほうでホームページを作成して更新しておりましたが、デザインのものを含めて、市のホームページとの整合性を図るために、現在は阿蘇テレワークセンターに作成を依頼し、平成 27 年 5 月、本年 5 月に、これでも全面リニューアルをしたばかりでございます。ただ、内容的につきましては、まだまだ不十分でありますので、ちなみに現在、より詳しい診療案内と、各部署の詳細な紹介というのを、もうほとんど出来上がっておりまして、

10月1日付けで更新をかけることにしておりますので、期待していただければと思います。

ただ、あとの更新は、やはり、先ほど言われましたように、先生の休診の案内とか変更とか、それは即時性を求められますので、すぐ病院のほうで更新ができるような体制も併せてやりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 実は金曜日に整形の先生というところで、私もこれを開いて行ったんですけれども、その日は整形の先生がちょっと予定を変更されていたので、特に私もこれを実感したところでした。今後、ホームページの更新については、関係各位と話をされて、より改善されたものを、魅力あるホームページを作っていただきたいと思います。医療センターについては、これで終わります。

続きまして、来年度実施の熊本県民体育祭、第71回阿蘇大会についての質問をさせていただきます。前回は平成16年、合併1年前にあったわけですが、このときの実績を教えてくださいたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 前回の阿蘇大会、平成16年に開催されております。まず、会場関係を説明させていただきますが、12種目、陸上競技、水泳、野球、ソフト、バレー、ソフトボールは女子、バレーは男女、バスケット、サッカー、弓道、相撲、空手、グラウンドゴルフ、12種目、13会場で行われているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 毎回、だいたい県大会には350名ほど、阿蘇郡市のほうから参加がっているようでございます。阿蘇市からもだいたい150人前後、毎年出場されております。社会体育施設の整備については、メイン会場となるあびかの内部コースに関しましては、いろんな財政の面からも非常に難しいというところで、競技の用具関係が非常に傷んでいるところもあるというところで、指定管理者で対応できるような軽微なものだったら大丈夫だと思うんですけれども、やっぱりそれ以外であつたら、ある程度予算組みをしてやらなきゃいけないというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 来年度の大会に向けて、備品関係も含めまして、修理関係も最終的に実行委員会、競技団体、それから市町村、事務局等を含めまして、最終打ち合わせをすることにしております。必要な予算につきましては、28年度予算に計上させていただきたいというふうに思っておりますけれども、現段階、前回の大会では旧3町村で550万円ほど修繕関係をかけておりますので、今後の打ち合わせにおいて必要な経費を予算計上させていただきたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 今後は、小学校の部活動あたりが社会体育のほうに少しずつ移行してくるというところで、5年先ですかね。今、もう完全に社会体育のほうに移るというところで、ちょっと一つ気づいたのが、阿蘇市の体育館、あそこは第一、第二あるんですけれど

も、外回りのトイレをずっと見てみますと、だいたい大便のほうのトイレが 42 個あるんですけども、その中に洋式というのはたった 7 個しかないんですよ。それで、やはりいろんな冠大会で多くの方が来られる、子どもさんもいらっしゃるし、御年配の方もいらっしゃる。たいへん和式のトイレが非常に洋式のところばかりみんな行かれて、たいへん混雑しているところを何度も見ていますので、こういうのは一度にできないと思いますので、何年か複数かけても、ここらへんは少しずつ改善していかなきゃいけないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） それぞれそういう社会体育施設につきまして、洋式化の御意見も多く来ておりますので、今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 最後の質問です。この県大会の運営の予算は、市町村会でいろいろ振り分けもあると思いますけれども、阿蘇市ではおおよそ予測でよろしいですので、だいたいいくらぐらいの費用がかかると予測されていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 県大会の予算としまして、今年が事務局の立ち上げということで 900 万円ほど、これは人件費と事務所経費ということで予算を組んでおります。それから、当該年度、来年度でございますが、昨年度、山鹿市で大会が行われております。予算的には総予算 4,000 万円かかっております。熊本県から 300 万円、熊本県の体育協会から 400 万円、参加料 420 万円、会場の山鹿市の負担金が 2,880 万円でありますので、7 郡市で 2,880 万円の負担をしなければならないというふうなことが想定されます。阿蘇市で考えますと、1,400 万円ぐらいになるんじゃないかなというふうに見込んでいますところでありまして。また、最終的には実行委員会の中で提示されると思いますので、それで予算を計上していきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 来年度は阿蘇大会というところで、私も出場できるようにしっかり頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 2 時 34 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続きまして、ただ今から会議を開きます。

7 番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○7番（市原 正君） 7 番議員、市原でございます。本日の一般質問、森元議員と私、あと2名でございますので、よろしくお付き合いをいただきたいと思います。

今回、2つの点について通告をいたしました。まず、国民健康保険事業について、そして2番目に一の宮中学校区、小学校の統合についてということで通告をいたしておりますので、質問をさせていただきますが、まず国民健康保険事業についてであります、税率引き上げ、基金について、事業の県一本化統合について、医療費の抑制についてということで、いろいろな項目を出しましたけれども、一番最初に基金についての確認質問から入りますが、私の記憶では基金が約4億6,000万円ぐらいあったと記憶していますが、それが事業の不足分の補填ということで、どんどんなくなりました。現在の基金の残高がどれぐらいあるのかということ。それから、その4億数千万円が何年でその金額になったのか、その状況をまずお答えいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 御質問にお答えいたします。

平成26年度決算によりまして、ただ今、国民健康保険特別会計財政調整基金の残高といたしましては、42万円余りでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 先ほど言いましたけれども、4億数千万円、何年でその42万円になったのか、その年数を教えていただけますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 国保会計の財政調整基金につきましては、市町村合併時4億4,000万円ございました。それから、単年度収支が平成21年度から赤字になりまして、以降ずっと平成26年度まで、だいたい年平均で1億円の単年度収支の赤字となっております。従いまして、その関係で平成24年度から25年、26年と、3年続けて1億5,000万円ずつ取り崩しを行ったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 単年度で約1億円の赤字ということでございますけれども、こういった基金は県下の他の市町村でも基金の積み立てを行っているのか、あるいは他の市町村ではもう実際に基金を取り崩しているところがあるのか、そういった状況は把握できておりますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 手持資料の平成25年度の国保会計収支状況でお答えさせていただきます。平成25年度におきまして、県内45自治体でございますけれども、単年度収支で赤字の自治体が31団体ということでございます。そのうち基金を取り崩した自治体といたしましては20自治体でございます。額の大小はございますけれども、取り崩した自治体といたしましては20ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 基金を取り崩したということで、先般、健康保険税の税率の引き上げということが行われたわけですが、私のほうにも市民の皆さんから、何でこんなに上げるのかとか、いろんな話が来ました。その度に基金がなくなったから、単年度の赤字が出ていて基金がなくなって仕方がないですよという話をしてきました。ほけん課のほうにも市民の皆さんのそういった声というのは届いていますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 皆さま御承知のとおり、本年度、税率改正をさせていただきました、数件のそういったお問い合わせがございました。その際には丁寧に御説明申し上げてきました。今回の税率改正の背景といたしまして、基金の取り崩しもそうなんですけれども、まず一つには阿蘇市民の方の1人当たり医療費が、平成20年度におきましては30万円だったところが、平成26年度になりまして38万円を超えております。今後も増え続けることが予想されているところでございます。反対に、国保の加入者につきましては、年々減少しております。こちらにつきましては平成20年度9,438人いらっしゃったんですけれども、平成26年度におきましては8,249名と、毎年200人ずつ減少している、そういう現実がございます。増え続ける医療費を限られた被保険者、加入者で支えるためには、それに見合った財源が必要になるということから、今回税率の改正を行った次第でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 私もそのあたりのところ、十分理解をしておりますので、実際は市民の皆さんの負担になるということであれば、反対をしたい気持ちであったんですけれども、賛成をせざるを得ないという状況の中で税率が改正されたわけです。

それで、今後のことに入っていきますが、今回の税率の引き上げ改正で、今まで基金を取り崩していた約1億円近い赤字が出ていたわけですが、その部分をきちんと補填することができるのかどうか、その点について担当課は把握しておられますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 基金につきましては、条例で定めてありますとおり、想定外の支出、例えば感染症などが大流行した場合など、保険給付に対応する費用として財源の不足が生じないように積み立てているべきものでございます。適正な国保会計運営をしていくためにも必要なものというように認識しているところでございます。現在の国保会計におきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療費の増大、被保険者の減ということで、なかなか財政状況につきましては非常に厳しいものがあるということで、従いまして今の現状におきましては、基金を積みます財源の確保というものは非常に難しいというように思っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 基金の財源を積んでいくのは難しい。それでは、今のこの事業の今まで赤字部分が出ていましたね、基金で補填をしていた。約1億円から1億5,000万円、その部分を今回の税率の改正によって得た税収によって賄うことができたのかどうか、そのへ

んについては担当課として把握ができますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 賄えるかどうかという点につきましては、賄えるように努力していく……。今回、保険税につきましては、それまで7億5,000万円程度の保険税としての収入がございました。今回の改正につきましては、その7億5,000万円の調定額の1割程度の増収を図ることとしたところでございます。従いまして、7,000万円強の増収を見込むということでございます。しかしながら、昨年度の所得の落ち込みの影響がありまして、今回の議会におきましても、税収につきましては昨年度所得が確定しましたので、減額補正を計上させていただいたところでございます。基金が枯渇している現状を考えますと、できればそれ以上の税収を確保したかったというのが本音でございます。しかしながら、高齢者が多いこの国保会計につきましては、それらの方々の生活に与える影響が非常に大きいということで、今回はせめて1割程度ということで、こちらにつきましては運営協議会等の議論を重ねた上で、市長に答申いたしまして、そういったところで決めさせていただいた経緯がございます。

また、今年度の収支次第では、あるいは平成30年には県広域化ということも予定されております。その際にはさらなる税率改正が必要になることも想定されます。まずは自助努力といたしますか、収納率の向上、あるいは特定健診や保健指導を徹底することで、医療費適正化、歳出抑制に努めていきたいというように考えております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 随時聞きたいことを、全部いっぺんに答えていただいたようでございますけれども、何で私がこんなことを聞くのかというと、やはり今まで基金を取り崩して補填をしていたという、その部分を今回の税率の改正によってきちんと埋めることができれば、また不足分が出てくるという懸念をしているわけです。そのときに基金がないわけです。そしたら、何で補填をするのかという問題が出てくると思います。今回も減額補正をしています。これで1年経って、事業をやって、プラスになればいいんですけども、マイナス赤字が出たときに、もう基金は42万円しかない。そしたら、そのときの財源はどうするというふうに担当課は考えていますか。財政課との相談はできていますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 上半期の保険給付費の状況を見ますと、当初予算計上時の、予想よりは支出の伸びは逆に下回っているところがございます。一つには、200人ほどの加入者の減が影響しているものと、あと退職者、60歳から国保に入られた方々の1人当たり医療費が下がっておりまして。そういった関係で、今回の補正で減額をさせていただいたところでございます。私どもといたしましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、できるだけ国保会計の中で収入増、あるいは歳出の抑制を図ることの努力をした上で、どうしようもなかったならば、そこで市長をはじめ、財政当局と協議をさせていただくと。まずは、自己努力で何とかやっていければというように考えております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、不足するのかなというようにことを議論しても始まらないわけですが、1年間の事業の経過を見守りたいと思いますが、先ほど話があったおりましたが、やはり今後、この健康保険事業というものについて、税率のさらなる値上げも考えなければならない自体があるかもしれないというふうに課長のほうからの話がありました。そういったときに、やはり市民の皆さんが、私ども議員に何でこんなに上げるんだ、賛成したのかと言われるようなことがないように周知徹底をきちっとお願いをしておきたいと思います。

それから、もう1点、先ほどもありましたが、30年に事業の県一本化統合という問題が出てきます。これについて詳しく説明を求めたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 国保事業の県一本化統合についてということでございますけれども、こちらにつきましては本年5月に国民健康保険法の一部改正する法律が成立しております。持続可能な医療保険制度を構築しようとする中で、保険制度の安定化を目指して、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となることが決まっております。また、国では、公費負担といたしまして、平成27年度から消費税増税分ですけれども、1,700億円を国保に投入いたしまして、平成29年以降は更に1,700億円を追加するということで、毎年3,400億円を財政基盤強化に充てていくこととしているところでございます。現在、熊本県におきましては、県を中心といたしまして、国保の都道府県化に向けた検討部会を5つ設けております。財政調整保険税部会、保険給付部会、資格療養部会、医療費適正化保健事業部会、医療費適正化療養費支給部会を設けて議論を進めているところでございます。市町村もその部会に参加しておりまして、議論に加わっているところでございます。国民健康保険制度発足以来の大改革ということになりますが、今のところ全ての情報が示されているわけではありません。各部会においても、今手探り状態で検討しているところで、そういった状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、統合に向けて手探り状態ということですので、いろんなことが決まり次第、私ども議員をはじめ、市民の皆さんに早めに伝達をお願いしたいと要望しておきます。

課長のほうとは最後になりますけれども、医療費の抑制ということで先ほどもありました。先般、財政課の課長との一般質問の中でも医療費の抑制というものが、市の財政にかなりのウエイトを占めてくるという話をしましたけれども、特定健診あるいは住民健診、そういったものだけで医療費の抑制ができるのか、私は非常に疑問を持っています。ですから、ほけん課として、更に何かあるのかと、医療費を抑制するための方法が何かあるんじゃないかと、そういったものの検討をほけん課としてしっかりやっていただきたいと思いますと思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 医療費抑制につきましては、市原議員もおっしゃったとおり、今、特定健診をとにかく受けていただけるように受診勧奨を行っているところでございます。

といいますのも、阿蘇市の国保医療費というものが、入院については1件当たりの費用額は非常に低いんですけれども、長期化し、総額が上がっているところでございます。入院の原因疾患といたしましては、心臓疾患、こちらは県下10位という非常に高い位置にあります。一方、外来については、高血圧、脳血管疾患、心臓疾患等のいわゆる生活習慣病の受診者の方々の1件当たりの費用額、こちらもすべて県下で10位以内というデータがございます。腎不全、人工透析につきましては県下1位ということで、こちらの疾病で重症化した方が外来にかかっているというような状況が見られます。従いまして、医療費の適正化、抑制につきましては、これらの生活習慣病に起因する心疾患、それに脳血管疾患、人工透析など、長期間継続して医療費が必要となる病気を、まず防ぐことが必要になるということがいえると思います。もちろんこれらの病気につきましては、先天的な病気で発病される方もいらっしゃいますが、ほとんどは生活習慣病に起因するものでありますので、まずは特定健診を受けていただき、御自身の体調把握をしていただき、特定保健指導につなげるということで、早期発見・早期治療というものを目指しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） まずは特定健診という回答でございますけれども、昨日、議員で医療センターの甲斐院長から、いろんな話をもらいましたが、その中でも阿蘇と球磨がこの病気が多いとか、そういった話が出てまいりました。医療センターのほうでも十分そのあたりは把握はできていると思います。そろそろですね。だから、ほけん課とも医療センターとも連携をしながら、何でこうなっているのかと、特定健診を受けることも大事ですけども、その原因の追及、そういったものも考えながら、今後取り組んでいただきたいと要望しておきます。以上です。

それでは、次の質問に入ります。一の宮中学校区の小学校の統合、校舎も出来上がりつつあります。体育館も出来ておりますが、教育課のほうにお尋ねをしたいんですが、統合委員会の決定事項、統合委員会が随時進んでいると思いますが、その中で私どもにもう話せる部分、出ていると思います。その部分について答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 一の宮中学校区の統合小学校についての統合準備委員会につきまして、決定事項についてということで御報告をさせていただきたいと思います。

統合準備委員会につきましては、部会を5部会つくっております。総務部会、通学部会、PTA部会、教育課程部会、事務部会という5部会で協議をお願いしているところでありますが、協議内容の一部につきましては、対外的に周知が必要になるということで、御存じかとは思いますが、4月の広報の中で統合小学校につきましては、校名を阿蘇市立一の宮小学校と決定をしたということで市の広報のほうに掲載をしているところであります。また、併せまして、4月の広報では市の校章を募集しているということで、現在はもう校章につきましても決定をしてきているところであります。

それから、総務部会の進捗状況を申し上げますと、今、学校の名称が決まりましたし、校章も決まってきております。現在、校歌、校訓等、校則等を協議をしているということで、

今後、制服とか体操服あたりの、保護者アンケートを取りながら決定をしていきたいというところで進めているところであります。

通学部会につきましては、現在のところ、概ねのコースにつきましては3コースということで検討してきております。後でスクールバスの通学についてはありますので、そのときまたお答えをさせていただきたいと思います。

それから、PTA部会につきましては、PTAの組織運営に関する事ということで、規約、組織、あるいは役員選出、あるいはPTAの行事関係につきまして、現在まだ協議を進めている段階であります。

それから、教育課程部会、こちらのほうは小学校の授業関係の調整ということで、各先生方に検討していただいているところであります。併せまして、生徒会の設置に関する規約、選出方法等も今、協議をしていただいているところであります。

それから、事務部会、こちらにつきましては各小学校の備品の移転計画、まずこれは備品の登録関係も含めまして移転計画まで検討していただいているところであります。

なかなか新しい学校の独自のルールをつくっていくということもございますので、広く一般から公開を求められるものではございませんが、それぞれ学校の部会の進捗状況に合わせて、保護者会等では報告を行っているところでありますが、今後とも必要な部分につきましては、新しい学校のイメージを持っていただくためにも、市の広報等を利用しながら、周知啓発をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） この事項を何で質問に上げたかといいますと、やはり私の思いよりも先にいろんな噂が飛んでくるわけです。もう制服が決まったとか、実際に聞いてみると決まっていなかったとか、そういった部分がありますので、随時、決定事項についてはお知らせをいただくように要望しておきます。

それから、もう1点、この件については、保護者のほうで非常に心配をしております。スクールバスの通学、坂梨、私の地元では聞くとところによると、1児童しかいないというような話も聞いております。保護者とか、来年の入学の御家庭から1年生であそこまで歩いて行けるのかとか、そういった話を聞きます。この問題は以前も私はお願いをしたわけですが、やはり低学年の間、それは決まりはあります。でも低学年の間、その対応をするとか、そういったことは通学部会で議論がないのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まず、現在、通学部会で話し合っただけで協議決定をしている事項について、まず御説明をさせていただきたいと思います。通学部会におきましては、各校区の保護者及び教職員代表で構成されて、安全で適切な通学環境を実現するために協議を重ねてきているということで、全部の通学内容について決定されたということではございませんが、スクールバスのエリアの設定につきまして、一の宮地区の行政区の地域の特性を考慮して、ほかの統合した場合は、行政区を単位に基本的に考えてきているところが多いところですが、今回、一の宮統合小学校のスクールバスのエリアの考え方としましては、想定される安全な

徒歩通学のルート、このルートで学校に行くというルートは、ここが一番安全であり危険が少ないということで、そのコースの距離が概ね3キロを超えるエリアを、統合による遠距離通学のエリアということで考えたらどうだろうかというのが基本的な考え方でございます。この考え方でいきますと、先ほど行政区の単位でいくんじゃなくて、その行政区の中でも対象となる児童が1名という行政区が1行政区あるというふうには聞いております。

それから、もう一つ、低学年の対応ということでございますが、担当のほうにはその旨の御意見があったということで、その協議もしてはということをお願いをしているところでありますが、その結果についてはまだ聞いておりませんけれども、保護者会の中での御意見としては、3キロ以内で通学するその登校班には当然、上級生もいらっしゃいます。それから、現在の阿蘇市管内の小学校の中で4キロ近くを徒歩で行かれている学校というのは、ほかにもありまして、当然その4キロ近くあっても歩いている学校の登校班については、上級生がやっぱりびしゃっと安全確認をやっていくというような形もとっておりますので、一概に3キロを超えているからスクールバスに乗せるということではなくて、やはりそのへんはもうちょっと議論をしながら、阿蘇西校区とか、内牧、尾ヶ石校区についても、3キロを超えて4キロ近く歩いているところもありますので、宮地小学校もやはり4キロ近くありますので、そういったところの御意見もありますし、基本的にスクールバスに乗りすぎて、足腰が非常に最近の生徒は弱っていると、多少は歩かせないかとじゃないかという御意見もありますので、もうちょっと議論をさせていただきながら、そのへんについては検討させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 一応3キロという話、あるいは今後まだ協議をするという答弁をもらいましたので、通学路についても非常に、ある坂梨の保護者の方はあの田んぼの道を車も通る、そして横に川がある、そういうところを1年生が通って大丈夫なのかとか、いろんな話があります。そういったことも十分検討して、安全な通学路の確保、そういったことに努めていただくように要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君の一般質問が終了しました。

続きまして、8番、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 8番議員、公明党、森元秀一です。本日最後の質問となりました。お疲れのこととは思いますが、よろしくお願いいたします。

3年前の九州北部豪雨災害から、世界の気象状況は異常なものがあるように思います。今回の茨城、栃木、宮城県の災害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、5問質問させていただきます。まず、マイナンバーについて、2番目はメンタルヘルスチェック（ストレスチェック制度）義務化の対応について、3番目は給食センター統合について、4番目に地域活性化「地域おこし協力隊」人材募集について、5番目にコンビニAEDの設置についてお伺いいたします。

まず最初に、マイナンバー制度についてお尋ねいたします。日本に住民票を持つすべての人に 12 桁の番号を割り振る、社会保障と税の共通番号、マイナンバー制度、10 月から市民への通知が始まり、阿蘇市も 10 月 5 日以降、送られてくるとお知らせがあります。来年 1 月から運用が開始されます。内閣府が今年 7 月から 8 月に調査した報告では、全国の成人男女計 3,000 人を対象に実施しました。有効回答数は 59.1%でした。調査で知らなかったと答えた人は 9.8%、内容は知らなかったが言葉は聞いたことはある 46.8%、合わせると 56.6%に達しました。内容まで知っていたとの回答は 43.5%にとどまりました。

そこで、お尋ねします。市民の方に周知徹底し、混乱なく生活に浸透するような万全の対応をしていただきたいと思います。広報の体制強化をどのようにするのか、マイナンバーのメリットは、相談体制の準備はどのように行われるのか、まずこの 3 点について答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お疲れ様です。ただ今御質問をいただきましたマイナンバー制度の周知の徹底、広報の体制強化、そして相談体制の整備について、3 点お答えをさせていただきます。

まず、新しい制度が始まる、みんなが知らないことにはこういった制度も十分に行き渡りませんので、議員のおっしゃったとおり、制度の周知が一番重要と思っております。そういったことから、阿蘇市としましては、まず市民の方々が一番目につく広報あそをまず活用をいたしております。平成 26 年 4 月号、5 月号、6 月号、併せまして平成 27 年に入りまして 3 月号、7 月号、8 月号、9 月号、そして 10 月号、各号とも片面丸々とか両面見開きで使用するようにもいたしております。特に今回、10 月号につきましては、マイナンバーが記載された通知カード、いよいよ 10 月 5 日から東京のほうで出されて、阿蘇市民の方々に行き渡るのが 11 月に入ってからというふうに聞いておりますので、見開きでその内容を詳しく掲載をいたしております。グラも出来上がっておりまして、現在、内容の校正を進めております。併せまして、折り込みチラシを各世帯に 15 日の日、昨日、一昨日ですかね、区長さんを通じて配布するようにはいたしております。

あと、マイナンバー制度に関するお問い合わせということで、まず一つは国のほうでマイナンバーのコールセンターが設けられております。この中にもコールセンターの番号が入っておりますが、そこに電話をすると、懇切丁寧に教えていただけるようになっております。特に 10 月に入りましてからは、電話等も相当予想されるということで、時間を延長して朝 8 時半から夜の 10 時まで、言葉についても当然日本語だけじゃありませんので、5 カ国語、英語、中国、韓国、ポルトガル、スペインの 5 カ国語で対応できるようになっております。また、併せまして、中小企業等への支援、これにつきましては税務署関係、国税局、法人会、商工会、税理士会等の各機関を通じて個別の説明でありますとか、説明会のほうを実施をいたしております。阿蘇市としても、今後 10 月に入りますと、市政報告会があります。市政報告会の前にこの前御覧いただきました 14 から 15 分程度の DVD を流すようにしておりますし、税務課、または税務署のほうに御協力をいただきまして、実際税務署のほうから来てい

ただいて、マイナンバーの法人向けのお話、並びに相談スペースじゃありませんけれども、市政報告会の前後にちょっと相談するスペースの調整を図っております。

あと一つ、お知らせ端末がせっかくあります。動画ということで容量的に苦勞しましたが、お知らせ端末でこの前のDVDを流すように今準備をしていますので報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今、るる説明いただきましたですが、マイナンバーをやると、市民にどういうふうなメリットがあるというふうなことで周知したらいいですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） マイナンバー導入のそもそもの目的、それはまず行政の効率化を行うこと、併せて国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、効果が3つ挙げられております。

まず一つ目、公平・公正な社会の実現、どういうことかと申し上げますと、それぞれ所得とか他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするために、負担を不当に免れることや、給付を不正に受け取ることを防止、併せて本当に困っている人を拾い上げる、救い出してくる細やかな支援を行う、そのための制度が一つ。

二つ目といたしまして、国民の利便性の向上、今何か申請をすると所得証明を付けてください、何とか証明を付けてください、いろいろありますが、このマイナンバーが交付されることによって、例えば所得証明の添付が省けるとか、そういった利便性の向上になってきております。

あと三つ目としまして、行政の効率化、さまざまな情報の照会、転記・入力などに要している時間あたりが大幅に短縮されることが期待される。今後、行政関係もどんどんどんどん職員数も減っていきますので、こういったものを活用して、より有効な行政活動を進めるといふ、この3点になってきております。これがメリットということで御理解をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） その次に、個人番号の交付を受けるときに、窓口に来れない場合、どのように交付を行うのか、またDV等で当該市内にいない人、また認知高齢者や障害者、その方々への周知活動はどのように行っていくのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今の御質問にお答えいたします。

個人番号カードの交付を受ける際は、原則といたしまして御本人が市役所及び支所の窓口実際に実際に出向いていただきまして、本人確認を行う必要がございます。ただし、15歳未満の方、それから成年被後見人の場合には法定代理人、また病気や障害などにより御本人が窓口に出向くことができないような場合には、御本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。ただし、きちんと御本人に届くように法定代理人の方の場合には法定代理人であるという、その本人であることの証明、それから戸籍謄本と資格を証明する書類、それから法

定代理人以外の代理人の場合におきましては、代理人が本人であることの証明、それから交付申請者が本人であることを証明する書類、委任状というふうに、たいへん厳しい要件が国のほうから示されております。

また、DV被害者等で、やむを得ない理由により、住民基本台帳で今回お送りするんですが、住民基本台帳と異なるところにお住まいの方などにつきましては、申請をいただければ、現在お住まいの場所で通知カードを受け取れます。このことについては、広報9月号、それからホームページで周知をしております、今まさにちょうどお知らせ端末で、毎日、やむを得ない方は御連絡くださいというような周知を行っているところです。この周知につきましては、同様に全国の市町村で行われておりますので、どこにいらっしゃってもこの情報は入手できると思われます。

また、DV関係の支援施設、例えばシェルターとかそういうところで生活されている方の情報につきましては、市民課ではなかなか把握することができませんが、県のほうに確認しましたところ、支援施設を経由して周知をしているということでございます。

それから、介護関係につきましても、県の高齢者支援課のほうから保険者を通して周知が行われているようでございます。

DV被害者の個人番号カードの代理受け取りにつきましても、先ほど申しあげました病気等で窓口に出向くことができない方と同様で、代理の方の受け取りができるような取り扱いになっております。

ちなみに、今、通知カードがやむを得ない事情で住基と違うところにいらっしゃる方はお届けをという周知をしておりますが、今日現在お届けがあっている方は8件、高齢者と思われませんが、施設関係が7件、入院が1件、合計8件のお届けをいただいているところです。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 行政機関がマイナンバーのそういった自分の情報を、いつどこでやり取りしたのか確認できる行政機関が、保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等、自分のパソコンから確認できるものとして整備されるマイナポータルというのがありますね。これは29年1月からできるんですが、これらの自分の中でパソコンとか持っていない方、いろんな形でマイナポータル、閲覧をしたいというふうな方々がいらっしゃった場合、庁舎のどこに今後置いて、あとまたのぞき見の防止対策はどのようにするのか答弁ください。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ただ今の御質問でございますが、国の公表いたしました情報によりますと、平成29年1月から、今議員が言われましたとおり、マイナポータルを利用できるようになりまして、自宅にパソコンがない方にもマイナポータルを使っていただけるように、公的機関への端末設置を予定しているように情報が出ております。本市におきましては、設置場所等はまだ具体的には決まっておりますが、今後、具体的な設置に向けて、関係課で協議をすることになると思われます。その際は、今言われましたとおり、利用しやす

い場所に設置をすると同時に、のぞき見防止などのプライバシー保護にも十分配慮をしていくべきだと考えているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 国のほうでは、各種社会保険料支払金額や、確定申告を行う際に参考となる情報の入手が行えるようになる予定だというふうに伺っております。引っ越しなどの際の官民横断的な手続きのワンストップ化や納税などの決裁をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討しているというふうな形を聞いておりますが、マイナポータルを利用するときの注意点といたしますか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） マイナポータルにつきましては、まだ29年1月からということで、具体的な設置場所とか細かいところは、先ほど言いましたように、決まっておりますが、注意すべき点としましては、先ほど申し上げましたとおり、やはりまずは利用しやすい場所というのがもう第一かと考えております。そして、何といたしまして、やっぱりのぞき見、なりすまし等で悪用されないように、プライバシー保護に十分気をつけて、高齢者の方とかも使いやすいような環境を考えていかなければならないと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） なりすまし防止、個人のプライバシー、大事な要点がいっぱいあるものですから、やはり市民の半数がまだまだそういったあれを分からない人が多いものですから、しっかりとマイナンバー、使い方によってはしっかりとした形でできると思っていますので、またそういった広報活動をよろしくどうぞお願いいたします。1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目の質問に入らせていただきます。メンタルヘルスチェック（ストレスチェック）制度義務化の対応についてお尋ねいたします。ストレスチェックは労働者50人以上の事業で、2015年12月から毎年1回、すべての労働者に対し実施することが義務付けられました。自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる検査で、ストレスが高い人には面接指導などを実施するストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に報告する必要があります。ストレスチェックが義務化された背景には、仕事などで深い不安や悩み、ストレスを感じている労働者が5割を超えている状況や、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発症し、労働認定される労働者の増加があり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する必要が高まっているからであります。

そこで、伺います。現在、市の職員、教職員に対するチェックはなされているとは思いますが、法改正を機にメンタルヘルスマネジメント体制の見直しをしなければなりません。三つ伺います。職員の中で休職されている方はおられるのか、その方に対する現在の市の対応は、義務化に伴い体制の見直し作業に着手されているのかお示してください。御答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） メンタルヘルス関係の御質問をいただきました。今現在、実際に休職等をしている職員の数につきましては複数名いるということでお答えさせていただきます。平成 23 年度以降、2 名から 5 名の範囲内で移行しております。ただ、休職中の職員数でありまして、別途復職をされて、定期的に病院に通われている職員も数名おられる。複数名ということで回答させていただきたいと思います。

あと、そのチェックですけれども、毎年、メンタルヘルスに関する講演会、勉強会等を行っております。これにつきましては、衛生委員会というのがありまして、その中でも協議していこうということでやっております。特にメンタルヘルス面、心の健康のレベルを明らかにしていくということで、今回、法等も改正されました。法によりますと、1 年以内にストレスチェック制度に関わるものについては、施行後 1 年以内ということですので、28 年 11 月 30 日までに制度導入に向けた実施体制、関係規定を整備するということになっております。熊本県にお尋ねしましたが、熊本県のほうもまだ今進行段階ということでありましたので、せっかくこういった制度ができますので、職員のメンタル面、一人がそういったことで不調を来しますと、その分の仕事が次の職員にいく、連鎖する可能性もありますので、ここは行政効率を高めるためにも、大事にしていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 同じ質問ですが、教職員に対するチェックはなされているかということで御答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 学校の教職員に関するメンタルヘルスのケアにつきましては、現在、次の内容で行っております。1 点目は勤務時間の管理ということで、これはパソコンで出勤時・退勤時の入力をしていただいて、勤務時間を確認しております。こちらの長期の勤務時間が一番疲労の蓄積につながってくるんじゃないかということで、疲労等の蓄積状況の把握等、必要に応じての面接指導の実施をしているところでございます。これは 1 カ月当たり 100 時間を超えるような長時間の時間外勤務、または 2 カ月、3 カ月、平均して 80 時間を超える長時間の時間外勤務があるという方々につきましては、リストアップをしながら医師の面接指導を受けてはどうでしょうかということで指導しているところであります。現在、実質上、指導を受けている方はいらっしゃいませんけれども、1 カ月平均で 80 時間を超えるような長時間の勤務をされている対象者が、市内教職員約 200 名のうち、毎月 30 人程度いらっしゃいます。割合としましては、15%の方々はやはり月平均 80 時間を超えて残業しているという状況でございます。この状況を改善するために、学校の業務体制の改善や仕事の総量の削減を図っておりますが、なかなか複雑化する社会の中で学校に求められるものが毎年増える一方でございまして、なかなか減らないという状況でございます。そのため、根本的な時間外勤務時間の短縮につながるような校務支援システムの導入なども現在検討しているところであります。

二つ目に、各学校における相談体制の充実ということで取り組んできているところであります。学校の教職員は、各学校で勤務しております。それぞれの学校において、教職員が日

頃から気軽に相談できる相談体制の充実というのが大事だということで、これにつきまして窓口につきましては、状況により校長先生、教頭先生、養護教諭の先生があたっておられます。また、中学校2校には、生徒からの相談に対応するための心の相談員という方を配置しておりますが、この方々につきましても教職員からの相談も併せて対応するようにしているところであります。現在、このような点を中心にメンタルヘルスのケアを行っておりますが、今回御指摘のストレスチェック制度につきましては、今年の12月1日から施行ということで、労働者50人未満の事業所につきましては、当分の間、努力義務ということでございますので、50人を超える職員数がある学校は市内にはございませんが、一番多い学校でも阿蘇中学校で40名ということでございます。今後、校務支援システムの導入や業務内容の改善等を進めて、教職員の負担軽減を図るとともに、このストレスチェックにつきましても、チェック表の活用と面接指導の実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 学校の先生、そういった時間的なことだけでなく、やはり教師というのはいろんな形でストレスというふうな形がたまると思うんですね。そのへんの相談体制、今後、産業医等もいろんな形で一般の職場では付けられていくと思うんですが、阿蘇医療センターではこの問題をしっかりとケアしていくと、昨日伺ったんですが、そういった中でやはり楽しく働ける職場整備、そういった明るい阿蘇市をつくっていくような前提だと思うんですね。だから、みんなが楽しく働けるような職場づくりが大事だと思うんですね。そういった中で教職員の方にやはり女性の職員の方もいらっしゃるものですから、そのへんの相談体制をやっぱりどこかでしっかりと位置付けてしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議員御指摘のとおり、現在は若い女性の職員の方々も新規採用で多くなってきております。特に新採の方もいらっしゃいますので、十分そのへんにつきましては、学校内のバックアップの体制づくりも学校長を中心に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） ありがとうございます。

それでは、3番目の給食センター統合について伺います。先ほど給食センターのことはあったものですから、ちょっとダブる面があるかも分らないですが、質問の中身を変えて質問していきたいと思います。

学校給食は、ただ食べることが目的ではなく、毎日の給食を通じて食事の正しいあり方を身につけさせるとともに、児童生徒の心と体の健全な発達を促すことを目的としています。そのため、給食センターでは、栄養バランスに気を配るだけでなく、安心・安全で美味しい給食を作ることに気をつけて調理しなければなりません。子どもたちにとって、楽しみにしている食事を提供する場所でございます。統合によって、委託している、それによって職員のモチベーションの低下があると伺っております。また、その中でモチベーションが下がれ

ば、アレルギー対策、安全管理の心配も出てきます。まず、総合による食数と従業員数をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 現在の食数につきましては、阿蘇給食センターが 1,330 食、一の宮給食センターで 870 食、統合した場合には約 2,200 食を想定をしているところであります。従業員数につきましては、一の宮給食センターが現在 11 名、所長を含めてですね。それから、阿蘇給食センターにつきましては、所長を入れて 20 名でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 今度は統合になるんですが、その前に阿蘇給食センターがありますよね、阿蘇町の。そこで今、委託業者が変わってから何社目になりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 職員数につきましては、一の宮給食センターにつきましては直営でございます。ですから、市職員が 8 名プラス、嘱託職員が 2 名ということでございます。それから、阿蘇給食センターにつきましては委託をしておりますので、市の職員は 1 名、それから委託業者から 19 名ということになります。

それから、阿蘇給食センターの民間委託までの経緯としましては、従来は直営でございました。それから、阿蘇ワークネットのほうに派遣業務ということで職員だけを派遣をお願いしている期間が約 3 年間、それから派遣については 3 年間という縛りがございましたので、以降につきましては派遣ができないということで、業務委託に切り替えるということで、26 年 4 月から現在の九州総合サービス株式会社のほうに委託をしてくれているところであります。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 従業員が辞めていく方が結構多いというふうな形を聞いたんです。給料面はその経営するところ、いろいろあると思うんですが、中の管理、従業員があまり、さっきのメンタルと一緒にですね。楽しくやっぱり職場でできるような形の、やっぱりメンタル面を考えていかないと、やはり長く勤められるような形で、やはり市のほうでも指導をやりながらでなければ、やはり安全面が確保できないと思うんですよね。そのへん、どうですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 御指摘のありました民間委託に、最初 26 年 4 月から採用されている方々の中で、やはり今まで阿蘇給食センターに派遣されていた職員の方々を中心に採用していただいたんですけれども、職場を変えられた方もいらっしゃいますので、やはりそこで新しい方も入ってきておりますし、会社からの方もいらっしゃいますので、そこらへんの最初のスタートした時点での不協和音は若干あったのではないかなとも思います。現在ではもうある程度、それぞれ会社の厨房、配送業務ということで、プロ意識をもって取り組んでいただいておりますので、今の段階ではある程度、従業員のチームワークがとれてきている状況じゃないかなというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） やはり懸念するのは、子どもたちの食事を作るというふうなことですよね。安全な食事を作る環境整備が必要だと思うんですね。アレルギー対策、食べ物にはO-157対策、ノロ対策等々ありますが、アレルギー対策のガイドラインの周知徹底は、やはり委託業者に対してもしっかりとされているのか。検食、保存食はもちろん行っているとは思いますが、そのへんのチェックとかというのはしっかり行っているんですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議会にも報告をしたことがあるかと思いますが、合併後初めて24年12月に職員が8人、調理師さんが腹痛を起こして、給食センターを3日閉鎖したことがございます。このときは派遣職員でございましたが、やはり3年間の期間で雇用が終わるといことで、教育委員会としても長期に委託ができるように、業務委託のほうに切り替えてきたところでございます。今までは県の栄養教諭が1人で責任チェックを行うわけですが、専門の調理業者に委託することで、会社のほうからも管理栄養士は1人張り付きます。その管理栄養士のほうで、衛生管理研修会というのを毎月1回開いていただきますし、健康診断も年2回、それから腸内細菌検査も毎月2回行っていていただいております。すべての方々がプロ意識をもって取り組んでいただけるということで、モチベーションの低下についても変わらずしっかり取り組んでいただいているというふうに思っております。

また、アレルギー対策、安全管理につきましても、先ほど申し上げたとおり、会社からの管理栄養士のチェックでまずそれぞれの従業員さんのほうに指導徹底をした上で、県の栄養士さんのほうで再度チェックをしていくと。こちらアレルギー対策、それから安全管理、衛生管理にしても二重チェックをしていくということで、より私どもは安心して給食業務を遂行できるというふうに感じているところであります。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 統合の工事、いつ終了予定なのか、工事ですね。それと、センター内の陥没も御存じと思いますが、陥没しているところがありますね。その工事と併せて、いつ掛かって、いつ終了するのかお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 給食センターの改修につきましては、工期を10月に発注して、10月の末から3月末の5カ月から6カ月見ておりますけれども、先ほど申しました厨房機器の増設もありますが、改修の中には敷地内の舗装の改修、それから給排設備、電気設備等も老朽化している分については、今回併せて改修を行っていく予定でございます。3月上旬までには増設分の工事を終えまして、その後、配管や配線をつなぎ込むというような形を考えております関係上、工事の工程によってはどうしても3月の数日間、やむを得ず給食を止めて工事をすべき期間が出てくるかもしれないというふうに思っておりますので、できるだけ学校保護者に対しまして御迷惑をおかけしないように最小限にとどめて工事を進めていきたいというふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） ありがとうございます。結構でございます。

次に、時間がもう 10 分になりましたので、地域活性化「地域おこし協力隊」の人材募集についてお尋ねします。これは都市部の若者たちを過疎地の自治体が募集し、地域活動に従事してもらう地域おこし協力隊制度が全国に広がっているということですね。制度が開始された 2009 年、全国で 889 人でしたが、2014 年には隊員が 444 自治体で 1,511 名、総務省の調べになっております。安倍晋三首相は、この制度の隊員数を今後 3 年間で 3,000 人に増やすというふうなことも打ち出されております。これは必要経費は国から出るわけですね。地方自治体が負担した場合、地域おこし協力隊員 1 人当たり 400 万円、補償費が 200 万円、その他経費が 200 万円、募集を募る経費について、自治体 1 団体当たり 200 万円を上限とする措置がなされているとありますが、この隊員は結構、あとは地域に住んで地域活性化になる、また若い人が集まるものですから、その中でいろんな発想ができて良いと聞いております。では、そこでお尋ねしますが、これを熊本県内で行っている自治体は何箇所あるか御答弁ください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問でございますけれども、県内におきましてが現在、協力隊員の配置済み、受け入れの市町村でございますけれども、現在 17 の市町村でございます。それから、今後、派遣導入を検討していく市町村といたしまして、12 市町村というふうな形になってございます。ちなみに、阿蘇郡市におきましてが、現在 3 つの町、それから 1 つの村が検討しているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 阿蘇市は、今後どういうふうな形で考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 議員のほうから、冒頭お話がありましたとおり、基本的に地域を元気にしたいという思い、意欲のある都市部の方でございますけれども、基本的に阿蘇市のほうに住民票を移していただいて、定住していただくというふうな形でございますけれども、生活の拠点を阿蘇市のほうに移していただく。それから、それに伴って市のほうが隊員として委嘱するというふうな流れになっていきますけれども、現在、各種地域協力活動というふうなことで、地域ブランドでございますとか、地域産品の開発・研究、それから PR 等々、それから地域おこし支援を含め、生活支援といった営農部分までのそういったものも入ってきますけれども、そういったことを行いながら、地域への定着・定住を図る取り組みでございます。そういった中で、基本的に本事業に対しまして、国・県の説明会等も現在行われている中でございますけれども、そちらのほうに積極的に担当のほうも参加させていただきながら、現在勉強させていただいているような状況でございます。

それから、情報収集というふうな形で、現在、先ほど申しました導入市町村等からの状況でございますとか、現在、現に赴任されている協力隊員の方々からヒアリング、インタビューあたりを踏まえまして、本市が目指しております地域活性化策でございますとか、定住促進対策等と課題でありますとか、こういう部門を強化したいといった部分がある程度精査しながら、活用できるような形で検討していければというふうに考えてございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 財源は国のほうが出してくれるので、しっかりとまた検討していただきたいと思います。

時間がないものですから、コンビニAEDの設置について、最後にお尋ねいたします。阿蘇市内の中にAEDの設置が何箇所かあって、今後、AEDをコンビニのほうにやっていくことによって、公共施設にAEDを付けているわけなんです、やはり時間が限られてくるわけですね。それよりも24時間体制のコンビニの中にやっぱりそういったAEDを設置すればいいんじゃないかというふうなことの御提案でございます。簡単をお願いします、時間がないものですから。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 現在、阿蘇市内に阿蘇市のほうで把握しているAEDの数、110あります。そのうち市若しくは県とか、国とか広域の施設に60、残りの50が民間の方々が付いている分になってきます。そのうち24時間有人の施設で対応可能な分、市役所の本庁でありますとか、消防署とか医療センターとか、あと旅館ホテル等の大きなところにも置いてあります。それが12カ所になっております。御意見にありました市内のコンビニ10カ所、いかがだろうか。非常に有難い御意見であると思いますけれども、ほかの施設、民間施設も含めて、すべて自分のところ、自分の企業、会社のほうで負担して設置をされておりますので、今後は有難い御意見ということで、市内のコンビニの経営者の方々に対して、できれば設置の御協力をお願いします。ほかの旅館、ホテルさんも、それぞれ御自分で付けられておりますのでお願いを申し上げたいと、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） まず、安心・安全なまち阿蘇市をリードしていくために、そういった一つのアピールになると思いますので、ぜひともAEDをコンビニに設置推進していただいて、阿蘇市で安心・安全なまちづくりをやっていただきたいと切望しまして、一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

若干時間が残ったようではございますが、本日の一般質問はこのあたりでとどめたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、本日の一般質問をこれで終了します。

本日は散会いたします。

御苦勞でございました。

午後3時52分 散会